

20先物振興発第51号

平成20年6月9日

東京工業品取引所	東京穀物商品取引所
理事長 南學 政明 様	理事長 渡辺 好明 様
中部大阪商品取引所	関西商品取引所
理事長 木村 文彦 様	理事長 岩村 信 様
株式会社日本商品清算機構	株式会社だいこう証券ビジネス
取締役社長 渡辺 好明 様	代表取締役社長 山本 晃 様
農林水産省総合食料局	経済産業省商務流通政策局
商品取引監理官 石田 寿 様	商務課長 小山 智 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

取次業の経営環境整備に係る要望について

我が国の商品先物市場は、平成15年をピークに出来高の減少傾向が続き、平成19年の出来高はピーク時の半分以下の7,350万枚となりました。本会が本年度初頭に実施した商品取引員の経営環境に関する調査では、平成19年度決算について全体の7割強の取引員が赤字という厳しい集計結果がまとっております。

本会では、このような厳しい経営環境を踏まえて、取引所受託会員が取次業に業態転換する際の利便性向上策を掲げ、取次者及び取次者から受託を受けている商品取引員の双方にヒアリングを行って課題を整理いたしました。

今般、上記利便性向上に係る課題のうち、法律又は省令の改正を要しない事項のうちの一部について別紙の通りご提案いたしますので、商品取引員の中で業態転換を考えている社が円滑に転換できるよう、早期の実現を賜りますよう要望申し上げます。

以上

取次業の経営環境整備に係る要望

1. 取次者について、金融機関LG契約による取引証拠金の預託猶予を可能とすること。

〔要望先〕清算機構

取次者におけるキャッシュフローの効率化を図るために、取次者が金融機関との間にLG契約を締結し、同契約の内容を取次先清算参加者を通じてJCCCHに届け出ることにより、当該取次者をしてJCCCHへの取引証拠金の預託の猶予を受けることができるようにしていただきたい。

* 商品取引所法・同施行規則及びJCCCH証拠金規則では、取次者についても金融機関LG契約による預託猶予ができる旨を規定しているが、JCCCHの「取引証拠金の預託の委託に係る契約に関する取扱要綱」において清算参加者のみに限定している。

取次者がLG契約に基づくJCCCHへの預託猶予の適用を受けることが許容されれば、LG契約を活用していた商品取引員の取次者への転換において円滑な移行が可能になる。

当該LG契約による預託猶予は、取次者がJCCCHに預託すべき証拠金について、取次者がJCCCHからその預託を猶予されるものであるため、これによって当該取次者の取次先清算参加者の資金負担が重くなることはない。

2. 取次者に対し、充用価格に係る電子データを提供されたいこと。

〔要望先〕清算機構

取次者は、受託会員と同様に、預託を受けた充用有価証券について充用価格で管理（法定帳簿の作成、充用価格の洗替等）しなければならないため、JCCCHが作成する価格表について、電子データで取得できるようにしていただきたい。

* JCCCHとデータ提供元である東証との間の契約で清算参加者以外の電子データの第三者利用を限定しているため、取次者は利用できない。（紙ベースの価格表から充用価格を得）一定の費用負担をしてでも電子データによる利用をしたいとの意見が取次者から上がっている。

3. 充用有価証券の振替手続きを簡素化すること。

〔要望先〕清算機構、株だいこう証券ビジネス

振替処理の迅速化を図るために、取次者と受託会員との間での充用有価証券の振替において、株だいこう証券ビジネスに提出する「口座振替依頼書」への押印を渡し方だけにするか、双方から別々の書類を提出することに改めていただきたい。

* 「口座振替依頼書」に渡し方・受け方双方の押印が必要なため、双方が遠隔地にある場合、迅速な処理に支障が生じる。

4. 取次者がその取次委託者に交付すべきとされている事前交付書面（本体）に取次先受託会員の代表者氏名の記載を要しないこととされたいこと。

〔要望先〕主務省

取次先受託会員の代表者変更による事前交付書面（委託のガイド）改訂に係るコスト増を避けるため。

5. 取次委託者に通知を要する事項について、取次者が迅速・正確に情報を取得することができる方途について整備されたいこと。

〔要望先〕商品取引所

取次者は受託会員の一委託者であると同時に取次委託者を有する商品取引員でもあるため、取引所の変更事項等の適用が取次委託者にも及ぶ事項には取次委託者への迅速な通知が必要となることから、取次者が迅速・正確に情報を取得することができる方途について整備していただきたい。

*例えば以下のような方法が採れないか。

- ①取引所会員への通知事項がある場合に、通知と同時に当該情報を取引所のホームページに掲載する。
- ②説明会等の資料についても取次者が閲覧できるように取引所のホームページに取次者用のページを設置する。
- ③取次者からの質問、照会に応じるための相談窓口を設ける。

以上

平成20年9月10日

株式会社日本商品清算機構
経営改革推進会議 あて

取次ぎ及び他社清算の円滑化に係る提案

日本商品先物振興協会

本会が、今年6月に実施した「取次等業態の多様化に係る意向調査」の結果を踏まえ、以下のことについてご提案しますので、よろしくご検討方お願い申し上げます。

1. 主として制度面における提案事項

(1) 取次者の手元資金の有効活用

取次者においても銀行L/Gによる保証の適用を受けることができるようになると。その場合の発動要件として、例えば、破産手続開始申立が行われたとき、手形交換所の取引停止処分があったとき又は弁済困難の認定があったとき等とすること。

(2) 取次者・取次委託者への情報提供

① 取次者においても充用価格による証拠金管理が必要なため、取次者に対しても充用価格の電子データを提供すること。

*株価データの第三者提供に係る東証・J C C H間の契約条件をクリアすることが必要。

② 取引所の取引システム、取次先受託取引員のシステムに障害が発生した際の、取引所・取次先受託取引員・取次者・取次委託者間の連絡体制を制度的に整備すること。

③ 取次者の受託業務関連事項に係る説明会等の開催について、直接、取引所から通知・連絡を受けられること。

*すでに東工取・中部大阪取は、会員専用ホームページを取次者にも提供している。

(3) 取次者の経営破たん・非清算参加者受託会員の違約時における委託者資産の保全措置等

① 取次者の取次先受託取引員への証拠金預託額の申告、又は非清算参加者受託会員の指定清算参加者への証拠金預託額の申告が万一、適正に行われていなかったこと(たとえば過少申告)が判明したときは、J C C Hからの証拠金返還でなお不足する委託者債権については、委託者保護基金の補償対象となることが明確化されること。

*申告額に係る不足額(入金遅延等)については、取次先受託取引員又は指定

清算参加者が補てんする。

- ② 取次者の経営破たん時における取次委託者の証拠金返還請求手続きについては、取次委託者と受託契約関係を有しない取次先受託取引員が代理人として関与することなく、非清算参加者受託会員の違約時における委託者からの返還請求手続きと同様に、J C C Hが直接行うこと等について明確化されること。
- ③ 取次者の経営破たん時における取次委託者の建玉の取扱い(建玉処分等)について、制度的に手当てすること。

- ④ 非清算参加者の違約時における取引所の違約処理について、違約中間玉の割当方法を取引所間に同一にすること。

*指定清算参加者に割り当てるか、違約中間玉の反対建玉を有する全ての市場会員又は全ての清算参加者に割り当てる等。

(4) J C C Hによる取次者・非清算参加者に対する報告徵収等

上記提案に係る事項を実施するに当たっては、J C C Hにおいて、取次先受託取引員又は指定清算参加者を通じて、取次者又は非清算参加者からの報告・資料の提出を求めるができるようすること。

(5) 取次ぎ移行時等の委託者との受託契約に係る手続き

受託取引員から取次者への転換(又はその逆)を行う際、若しくは取次先の変更を行う際の既存委託者との間の受託契約について、委託者の同意等簡易な手続きによっても行いうることを明確化すること。

(6) その他

J C C Hに預託された取引証拠金に係る金利は、決済不履行積立金の当面の目標額到達後においては預託者(委託分については委託者、自己分については取引員)に返還することを原則とすること。

2. 非制度面に係る事項(当事者間の契約において対応すべき事項)

以下の事項については、当事者間の契約等により手当てすることが適当である。

(当事者間で契約内容を確定し、円滑に取次業務が行われるためにには、十分な時間的余裕を持って準備が進められることが望まれる。)

(1) 取次ぎ及び他社清算に係るリスクの管理に関する事項

(例)

- ・相手方の財務状況の把握(定期的に財務関係書類を相互に提出する等)
- ・清算参加者による取引証拠金の立替リスクをカバーする取次者及び非清算参加者(以下「取次者等」という。)による保証金等の預託
- ・取次者等が清算参加者に預託する証拠金の割増
- ・清算参加者による取次者等の取引状況・建玉状況の把握等

(2) 取次手数料に関する事項

- (1) のリスク管理方法を考慮した取次手数料の設定等

(3) 発注システム等に関する事項

現行システムの活用の可能性、どちらの当事者が提供するシステムを使用するか、
発注方法はシステム経由とする等

(4) 取引証拠金の預託に関する事項

- ・預託方式（直接預託・差換預託・取次者差換等）
- ・証拠金の立替発生を抑制するための取決め等

(5) 取引証拠金の不納の場合の建玉処分等に関する事項

- ・取次者又は清算参加者受託会員が証拠金預託必要額を預託しなかった場合の取次委託者又は清算取次委託者の建玉の取扱いの明確化
- ・取次委託者又は清算取次委託者への通知方法等

(6) ストップ値段到達時の処理方法に関する事項

- ・取次者及び取次委託者への割当方法等

(7) 契約解除事由

(例)

- ① 支払停止、破産手続開始等の申立等があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 仮差押等の命令・通知が発送されたとき
- ④ 取引所において違約者となったとき

(8) その他、機密保持等に関する事項等

以上

【参考】「取次等業態の多様化に係る意向調査」において挙げられた課題

1. 取次者からの受託に関する課題

(1) 当事者間での契約で解決できるもの

- ① 取次者の債務不履行リスク・取次先受託取引員の立替リスクの極小化
 - ・取次先受託取引員における取次者の財務状況の把握
 - ・建玉数量に応じた取次者からの保証金の預託
 - ・取次者が取次先受託取引員に預託する証拠金の割増
 - ・取次者による取次委託者の必要証拠金の立替、等
- ② 取次先受託取引員の受託コスト・受託リスクに見合う取次ぎ手数料の設定
- ③ 使用する発注システムとその提供
 - ・取次先受託取引員が提供するシステムを使用する等
- ④ 発注方法の限定
 - ・システム経由のみに限定し、電話は不可等
- ⑤ 取引証拠金の預託区分
 - ・直接預託・差換預託・取次者差換等
- ⑥ その他、契約上明確にしておくべき取決め事項の整理（契約書ひな形）

(2) 制度的な整備・改正を要するもの

- ① 取次先受託取引員において立替が発生しない制度的担保
 - ・取次者から預託された額だけを取次先受託取引員がJ C C Hに預託する等
 - ② 金融収益の確保策
 - ・取次者に対する銀行L/Gによる証拠金預託猶予
 - ・預り証拠金の金融機関への預託等
 - ③ 取次ぎ移行時の委託者との受託契約に係る手続き
 - ④ 取次者・取次委託者への情報提供
 - ・充用価格情報の提供
 - ・システム障害発生時の連絡体制
 - ・取引所説明会等の開催の連絡等
 - ⑤ 取次者の経営破たん時における責任範囲の明確化
 - ・取次者の取次先受託取引員への預託額が申告額に不足している場合の責任範囲
 - ・取次者の申告が適正に行われなかった場合の責任範囲
 - ⑥ 取次者の経営破たん時における委託者資産の保全措置等の整備
 - ・取次委託者の建玉の取扱い
 - ・取次先受託取引員が関与しないJ C C H預託証拠金の返還手続きの整備
 - ・J C C Hからの証拠金返還でなお不足する委託者債権の補償
- (3) その他
- ① 取次ぎ移行時の建玉のトランクスファーに係る手続き

② 取次者のシステム改修・移管コストの削減

2. 他社清算に関する課題

(1) 当事者間での契約で解決できるもの

- ① 非清算参加者（取引所受託会員である者。以下同じ。）の債務不履行リスク・
指定清算参加者の清算引受リスクの極小化
 - ・指定清算参加者における非清算参加者の財務状況の把握
 - ・J C C Hへの清算預託金と同額の非清算参加者からの保証金の預託
 - ・非清算参加者が指定清算参加者に預託する証拠金の割増
 - ・非清算参加者による委託者の必要証拠金の立替等
 - ・指定清算参加者における非清算参加者の取引状況・建玉状況の把握
- ② 指定清算参加者の引受コスト・引受リスクに見合う清算取次手数料の設定

(2) 制度的な整備・改正を要するもの

- ① 指定清算参加者において立替が発生しない制度的担保
 - ・非清算参加者から預託された額だけを指定清算参加者がJ C C Hに預託する等
- ② 金融収益の確保策
 - ・預り証拠金の金融機関への預託等
- ③ 非清算参加者の違約時における責任範囲の明確化
 - ・非清算参加者の指定清算参加者への預託額が申告額に不足している場合の責任範囲
 - ・非清算参加者の申告が適正に行われなかった場合の責任範囲
- ④ 非清算参加者の違約時における委託者資産の保全措置の整備
 - ・非清算参加者の違約玉の取扱い
 - ・J C C Hからの証拠金返還でなお不足する委託者債権の補償

本契約書及び処理要領に規定されている項目及び内容はあくまでも一例です。取次者と受託会員との間で任意に項目を削除・追加したり、内容を定めたりすることができます。

(収入印紙 4,000 円)

商品先物取引の取次業務に関する契約書（例）

〔取次者〕（以下「甲」という。）及び〔受託会員／受託取引参加者〕（以下「乙」という。）は、甲の委託に基づき乙が行う商品市場における取引に関し、次の通り契約する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、甲が乙に委託して行う次の取引について、本契約に基づき処理するものとする。

- (1) 甲が、甲の取次委託者から取次ぎの委託を受けた商品市場における取引
- (2) 甲の自己の計算による商品市場における取引
- 2 乙が甲から委託を受ける取引は、乙が受託会員として加入する商品市場のうち、甲・乙協議のうえ別に定める商品市場に係る取引とする。

（注文方法）

第2条 甲は、乙に取引を注文するときは、〔 〕により発注するものとする。
* [甲の提供する発注端末] [〇〇〇の方法] 等。

（〇〇証拠金の預託）

第3条 甲は、甲の取次委託者から預託を受けた（取引・委託・取次）（以下同じ）証拠金を〔 〕により、別に定める時限までにその全額を乙に預託しなければならない。

2 乙は、甲から預託を受けた〇〇証拠金を〔 〕により、証拠金規則の定めるところにより日本商品清算機構に預託するものとする。

*〔差換預託〕又は〔直接預託〕

3 本条第1項の規定により乙に預託された証拠金のうち、取次委託者が返還請求権を有しない部分については、甲が乙に対して負担する債務の弁済をしないときはその債務の弁済に充当できるものとする。

（甲の自己取引）

第4条 甲は、自己の計算による取引を行おうとするときは、甲の取次委託者から取次ぎの委託を受けた取引とは別に口座を設定して、乙に発注し、〇〇証拠金を預託しなければならない。

2 前項の規定により乙に預託された証拠金は、甲が乙に対して負担する債務の弁済をしな

いときはその債務の弁済に充当できるものとする。

（証拠金預託必要額の申告）

第5条 甲は、受託契約準則に基づき取次委託者から預託を受けるべき額及び証拠金規則の定めるところにより計算された預託申告額を、毎営業日の取引終了後、〇時〇分までに乙に申告しなければならない。

（取引証拠金の不納による建玉の処分）

第6条 甲が別に定める時限までに乙に預託すべき額を預託せず、かつ、どの建玉を処分するかの指示がないときは、乙は甲から委託を受けた建玉の全部又は一部を甲の計算において任意に処分することができる。

2 甲は、前項により決定した処分が甲の取次委託者の取引に係るものである場合には、速やかに当該取次委託者に対してその旨を通知しなければならない。

（営業保証金の目的、管理方法、返還時期、利息）

第7条 甲は、乙に取引の委託をするに際して、その債務を担保する目的で、予め乙に対して、別に定める営業保証金を預託するものとする。乙は、甲の取次委託者に係る取引証拠金の返還作業を行ったことにより費用が発生した時など、甲に対して未回収債権を有する時は当該営業保証金から弁済をうけることができるものとする。

- 2 乙は、甲から預託を受けた営業保証金を、本契約を解除する日まで別に定める方法により管理するものとする。
- 3 乙は、本契約解除による甲乙間の債権債務の額が確定した後、乙が甲にたいして有する未回収債権の弁済を本営業保証金から受けた残余の額を、債権債務の額が確定した日から〇日以内に甲に返還するものとする。
- 4 乙は、甲から預託を受けた営業保証金に対して、その利息を支払わない。
- 5 第1項の営業保証金は、取引証拠金として充用できる有価証券をもって充てることができる。その場合の充用価格は、日本商品清算機構が定める価格とする。
- 6 充用価格が低下したこと等により、営業保証金に預託不足額が生じた場合には、甲は別途定める時限までに当該不足額を乙に預託するものとする。

（委託手数料）

第8条 甲は、乙に対して、委託手数料及び受渡しに係る委託手数料を支払うものとする。
2 前項の委託手数料の額及び支払方法は、別途定める。

（契約の解除）

第9条 甲及び乙は、本契約の相手方が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、あらかじめ通知、催告することなく、本契約の一部又は全部を解除することができる。

なお、本契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。この場合、該当事者は相手方に対して負担する債務につき、期限の利益を喪失し、直ちに全債務を完済するものとする。

また、その際乙は甲の委託玉及び自己玉の全部又は一部を決済することができるものとし、この場合、甲の委託者と甲の間に生じる紛争又はトラブル等に関し、乙はその責めを一切負わないものとする。

(1) 支払いの停止、又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 保全差押又は差押の命令又は通知が発送されたとき。

(4) 乙が商品取引所において違約者となったとき。

(5) 商品取引所法その他関係法令に違反したことにより行政処分を受けたとき。

(6) 本契約を履行せず、又は違反したとき。

2 甲又は乙は、前項により契約を解除した場合において、本契約の相手方に対する債務があるときは、期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしなければならない。

(契約の解除に伴う建玉の取扱い)

第10条 前条第1項各号（但し、第4号は除く）の規定により本契約が解除された場合において、甲が乙に委託した建玉は、甲又はその法定代理人の指示により決済し、又は他の商品取引員に移管するものとする。

(取引の制限)

第11条 甲又は乙が第9条第1項第5号に該当することとなったときにおける取引については、主務大臣及び商品取引所の指示に従って処理するものとする。

(財務報告)

第12条 甲及び乙は、〔 〕相互に、別に定める方法により、各々の財務の状況に関する情報を相手方に報告するものとする。

* 〔毎月〕〔年1回〕等。

(受託契約準則等への準拠)

第13条 本契約に定めるもののほか、本契約に基づく取引については、受託契約準則の定めるところにより行わなければならない。

2 第1条第2項、第6条、第7条、第8条第2項及び前条に掲げるもののほか、本契約に

基づく取引の処理については、別に定める処理要領に基づき処理するものとする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の業務上の秘密を、主務官庁の検査に応じる等正当な理由がある場合を除き、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。本契約が解除された後も、同様とする。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ、これを決定する。

(合意管轄)

第16条 本契約に関する一切の紛争については、〇〇裁判所を管轄裁判所とする。

(契約期間)

第17条 本契約の有効期限は、契約締結の日から〇年とする。ただし、契約期間満了日の〇ヶ月前までに甲又は乙から本契約を更新しない旨の申出がないときは、さらに〇年間契約を延長するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が各自記名捺印のうえ各々1通を所持する。

平成〇年〇月〇日

甲（取次者）：

乙（受託会員／受託取引参加者）：

取次業務に関する処理要領（例）

〔取次者〕（以下「甲」という。）及び〔受託会員／受託取引参加者〕（以下「乙」という。）との間の「商品先物取引の取次業務に係る契約書」（以下「基本契約書」という。）に基づく取引については、基本契約書に定めるもののほか、以下により処理するものとする。

（取引口座の開設）

第1条 甲は、基本契約書に基づく取引を乙に委託するため、同条第1項第1号及び第2号の取引別に、乙に取引口座を開設する。

（受託商品市場）

第2条 基本契約書第1条第2項の商品市場は、別記1の商品市場とする。

（担当部署等）

第3条 甲及び乙の基本契約書に基づく取引に係る担当部署並びにその管理責任者及び担当者は別記2のとおりとする。

2 甲及び乙は、別記2に定めた事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を相手方に通知する。

（商品取引所からの通知事項）

第4条 乙は、商品取引所から次に掲げる事項に係る通知又は指示を受けたときは、速やかに甲に通知する。

- (1) 取引本証拠金基準額の変更
- (2) 取引臨時増証拠金の適用
- (3) 値幅制限の変更・建玉制限の変更その他市場管理に係る措置

（〇〇証拠金の預託及び返戻の方法、時限、金額）

第5条 〇〇証拠金の甲から乙への預託及び乙から甲への返戻は、次により行う。

(1) 現金の場合 別記3の金融機関の口座に送金する。
 (2) 充用有価証券等の場合 だいこう証券ビジネスの甲・乙口座間での振替による。
 2 甲は一定の時限（例：乙への委託に係る取引が成立した日の翌営業日正午までの受託会員／受託取引参加者が指定する日時）までに、必要証拠金額（取次委託者ごとに計算した額の総額）と取次委託者から預託を受けた額のうちいずれか大きい額を受託会員／受託取引参加者に預託するものとする。

2 〇〇証拠金の乙から甲への返戻は、甲の請求により、第10条の残高照合による返還可能額の範囲内において行う。

（営業保証金の額等）

第7条 基本契約書第7条の営業保証金の額は、〇〇〇円とする。

2 乙は、第1項又は前項の営業保証金を金融機関に預託して管理するものとする。
 3 営業保証金に預託不足額が生じた場合、甲は不足額が生じた日の翌営業日正午までの乙が定める時限までに当該不足額を乙に預託するものとする。

（委託手数料の額等）

第8条 本契約書第8条の委託手数料及び受渡しに係る委託手数料の額は、1取引単位あたり〇〇〇円とする。

2 甲は、前項の委託手数料の額に消費税相当額を加算した額を、取引のあった翌営業日に乙に支払う。

（証拠金預託必要額の申告等の通知方法）

第9条 基本契約書第5条の証拠金預託必要額の申告並びに受託契約準則第19条及び第20条に基づく取引成立の通知及び取引不成立の通知は、電子メールにより行うものとする。

（残高照合の方法）

第10条 受託契約準則第36条に定める残高照合は、毎営業日の取引終了後、速やかに電子メールにより行うものとする。

（財務報告）

第11条 基本契約書第12条に定める財務報告は、〔 〕を提出して行う。
 * [月計残高試算表の写し] [純資産額調書の写し] 等。

以上

〔参考〕取次業務に係る受託契約準則の規定

(取次者に対する市場管理に係る通知等)

第 35 条 受託会員は、本所からの市場管理に係る通知又は指示を受けたときは、速やかにその取次者に通知しなければならない。

(取次者に対する定期的な残高の照合等)

第 36 条 受託会員は、第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、その取次者に対し、毎営業日ごとに同項に定める処理を行うものとする。

2 取次者は、同条第 3 項の規定にかかわらず、受託会員から同条に定める通知を受けた場合、これに異議があるときは通知を受けた翌営業日までに当該受託会員に申し出なければならない。

(取次者の遵守事項等)

第 37 条 第 1 条第 2 項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定（第 1 条第 2 項（本文）、第 5 条第 3 項及び第 4 項、第 7 条第 7 項、第 11 条第 2 項ただし書き、第 27 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項（建玉の移管に係るものに限る。）、第 33 条第 2 項、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 36 条及び第 40 条を除く。）を準用するものとする。

2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料を受託会員を通じて提出すること。

(2) 取次者は、受託会員に自己の計算をもつてする取引と取次委託者に係る取引と区分して指示を行うこと。

(3) 取次者は、受託会員に対し差し入れ又は預託する証拠金について、取次委託者から差し入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は取次委託者から取次証拠金の預託を受けて差し入れた取引証拠金又は委託証拠金の区分並びにそれぞれの額について毎営業日ごとに通知すること。

(4) 取次者は、第 5 条第 3 項及び第 4 項に掲げる取引の委託の取次ぎを行わないこと。

3 第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定は、取次証拠金について準用する。

〔別記〕

1. 受託商品市場

○○○商品取引所 ○○市場

△△市場

□□□商品取引所 □□市場

××市場

2. 担当部署等

甲（取次者）

管理責任者 [役職・氏名・連絡先電話番号・メールアドレス]

担当者 [役職・氏名・連絡先電話番号・メールアドレス]

乙（受託会員）

管理責任者 [役職・氏名・連絡先電話番号・メールアドレス]

担当者 [役職・氏名・連絡先電話番号・メールアドレス]

3. 金融機関口座

甲（取次者）

○○銀行 ..預金 1111111

乙（受託会員）

□□銀行 ..預金 9999999

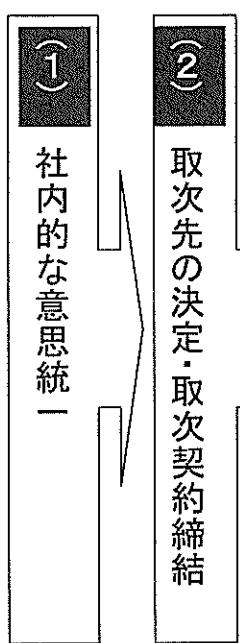
受託会員等が取次業に転換する際の事務フロー

日本商品先物振興協会
平成21年2月26日版

- ・記載内容は上記時点のものです。
- ・本資料へのご意見、ご助言等があれば隨時お寄せ下さい。
- ・日本商品先物振興協会(03-3664-5731)までご連絡下さい。

1. 取次業への転換の流れ

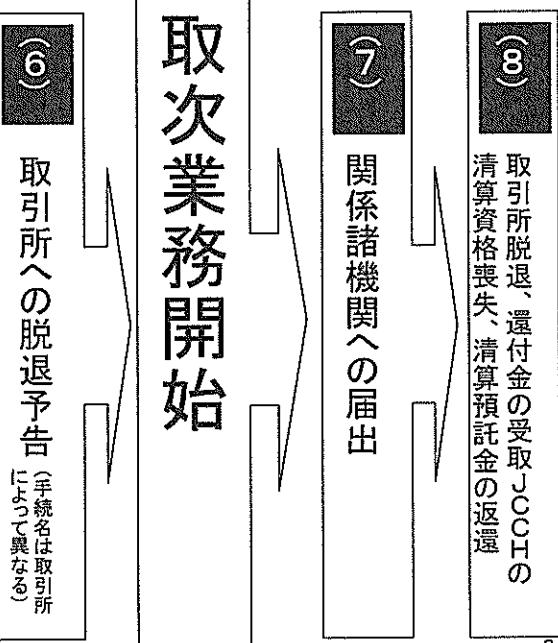
A 意思決定段階



B 実行段階



C 転換後



*基金：日本商品委託者保護基金を指す。以下同じ

*制度上の規定ではなく、時間的に余裕をもって作業を進めるための目安である。

2. 転換事務フロー(非制度面)

*1 本章の内容は受託会員等から取次取引員に転換した実績のある会員へのヒアリングに基づいて整理したものです。

*2 必ずしも全社にあてはまるものではありません。参考情報としてご利用下さい。

3

2. 転換事務フロー(非制度面)

(1) 社内的な意思統一

【やるべきこと】

- 役員会の決議事項として、意見の統一を図る。
- なぜ取次業へ転換するのかを明確にする。
- 取次業へ転換することのメリット・デメリット（次ページ参照）の整理。
- 取次先の候補と選択の根拠を提示する。
- 決定後は、管理職から末端の社員にまで十分説明して、理解と協力を求める。
- 社内発表後、取次契約締結までは社外秘とする。（風評被害、顧客の動搖防止）

4

2. 転換事務フロー（非制度面）

〔2〕業態転換のメリット（例）

●顧客管理能力を強化できる。

- ・取次委託者の証拠金預託不足による立替は取次者にとって重大な問題。転換は全社的に管理能力向上のための取り組みを進める契機となりうる。（ただし、人員削減等により管理能力が低下する場合もある。）
- ・その結果、追証拠金、不足証拠金の回収及び仕切りに関する顧客への助言が適確になる。（外務員の意識改革が進む。）
- ・コンプライアンスに集中できる。

●社内整備（社内規程、就業規則の改訂等）を進める契機となる。

●ブランド力が向上する（取次先次第）

- ・相手先次第では、顧客に対する訴求力が向上して取引が増える場合もある。ただし、社員に対するモラル教育が必要。

●取扱銘柄が増える。（取次先次第）

- ・取次先が幅広い商品を取扱っていれば取次者の品揃えの強化に繋がる。（相手先次第では逆に取扱商品が縮小する場合もある。）

●脱退等に係る返戻金や清算預託金の返戻等により、手許流動資金が増加する。

5

2. 転換事務フロー（非制度面）

〔3〕業態転換のデメリット（例）

●従来通り、純資産額規制比率が課される。

- ・自己取引きを行わなければ大きな問題とはならない。（ただし、取次委託者からの玉の損益が悪化すれば純資産増強への圧迫要因となる。）

●従来通り、バックオフィス業務が必要。

- ・取次先のシステムと連携させるために、現有システムの変更が必要となる場合がある。

●システム関連費用が増加する場合がある。

（メリットとなる場合もある。）

- ・取次先のシステムを利用できない場合は、システム費用の増加になるかもしれない。（相手先のシステム環境次第。逆に費用軽減となる場合もあり得る。）

●各種書類に、取次先受託会員等の名称等を記載するための変更が必要となる。

・【変更が必要となる書類等の例】

- ・会社案内（パンフレット）、約諾書、委託のガイド etc.
- ・現有在庫を有効利用するため、今どれだけの在庫品があるか、各部署と連携してチェックしなければならない。

●基金の代位弁済担保の額が増額となる。

- ・受託会員等は代位弁済限度額の25%以上、取次会社等は同35%以上と規定されている。

●自社でネット取引を取扱っている場合は採算の問題から当該部門の継続が困難となる場合がある。

【対応策の例】

- ・手数料はそのまま、対面取引に移行して頂く。（収益性は期待できない。）
- ・ネット取引部門のみ譲渡する。（一定以上の顧客規模があれば引受け手が出てくることが期待できる。）

●取次先受託会員等に保証金の預託を要求される可能性がある。

●取次先受託会員等に対して委託手数料を支払う関係上、受託のコストは従来より高まる。

●清算参加者資格を喪失すると、LG契約による証拠金預託猶予制度は利用できなくなる。

- ・預託猶予契約を終了することにより、委託分の取引証拠金に関して預託不足額が生じる場合は、契約終了日の5営業日前までに不足相当額を預託しなければならない。

・本件はJ C C Hにおいて検討中である。

6

2. 転換事務フロー（非制度面）

(4) 取次先選定の際に確認すべき事項(例)

- 取次手数料はいくらか。
- 上記手数料はどのような方法・頻度で納付・徴収するのか。
- 営業保証金は必要なのか。
- コンピュータシステムの接続は必要か。
- 初期費用はトータルでどの程度の金額になるのか。
- 取次先への発注はどのような形態で行うのか。
- ストップ時に抽選となったらどのように注文を割当てるのか。
- 証拠金の受払いはどのような方法で行うのか。

- 発注ミスがあった場合、どちら（受託者・取次者）がどのような責任を負うのか。
- 成立伝票の業務系システムへの入力はどのようにするのか。
- 取次先のロスカット取引の種類は自社と同じか。
- 取次先の夜間取引への対応方針はどうなっているのか。取引所が24時間化した場合はどのように対応する方針なのか。
- 取次先から提供を受けることが可能なシステムはどのようなものか。
- 自己売買は可能なのか。

7

2. 転換事務フロー（非制度面）

(5) システム接続、取次先との部門別打ち合わせ

■ 同意の徴収と同時に以下を実施

●システム接続作業

●業務、経理、システム、管理の各部門ごとの両社間の綿密な協議

(取次業務開始後の事務フローを取り決めておく。協議すべき事項の例は次ページ参照。)

8

2. 転換事務フロー（非制度面）

(6) 部門別打ち合わせ（業務・経理編）

【話し合うべき事項】（例）

業務部門

- 注文の出し方・受け方をどうするか。
- 注文を出せる時間をどうするか。
 - ・節開始の何分前まで可能なのかetc
- ストップ時の対応をどうするか。
 - ・抽選で当たった時はどう配分するのか。
 - ・救済措置は可能か。
- 節毎（板寄せの場合）、取引成立毎（ザラバの場合）に成立内容を画面、リスト、口頭等で確認できるか。
- 引け後の双方の建玉チェックをどうするか。
- 取次側として複数口座設定できるのか。（相手先のシステム次第では可能な場合がある。）

経理部門

- 日々の入出金の依頼をどのようにするのか。
- 取次先には何時まで出金依頼できるのか。
- 取次取引員の入金時間帯をいつにするのか。
- 経理関係の書類のフォーマットをどうするか。
- 証拠金使用率、証拠金見合い率等に關してどの程度まで許容するのか。
- 委託者総合管理表の「預託申告額」、及び取次委託者ごとに計算した受託契約準則上の「預託必要額」をどのような方法で通知するか。

9

2. 転換事務フロー（非制度面）

(7) 部門別打ち合わせ（システム部門編）

【話し合うべき事項】（例）

- （取次先のシステムを利用できる場合）どのような方法で、どのタイミングでシステムの提供がなされるのか。
- 取次先との接続には専用線が必要なのか、インターネットで足りるのか。
- （取次取引員が自社で有しているシステムを変更して接続する場合）どのような変更が必要か。
(両社の日々の業務の流れを念頭において考える。)

- 建玉引継ぎのために、現在の建玉データをどのような方法で渡すか。
- データの移管に費用はかかるのか。
- 接続後のシステム調整とテスト環境によるシミュレーションテストはどれくらいの期間・頻度で実施可能なのか。

10

2. 転換事務フロー（非制度面）

(8) その他の留意点

- 転換直前に全社員に対する説明会を開くこと。社内ルールが変更になるため周知徹底が必要。
- 転換後は、取次用の約諾書等によって営業活動をすること。

11

3. 転換事務フロー（制度面）

12

3. 転換事務フロー（制度面）

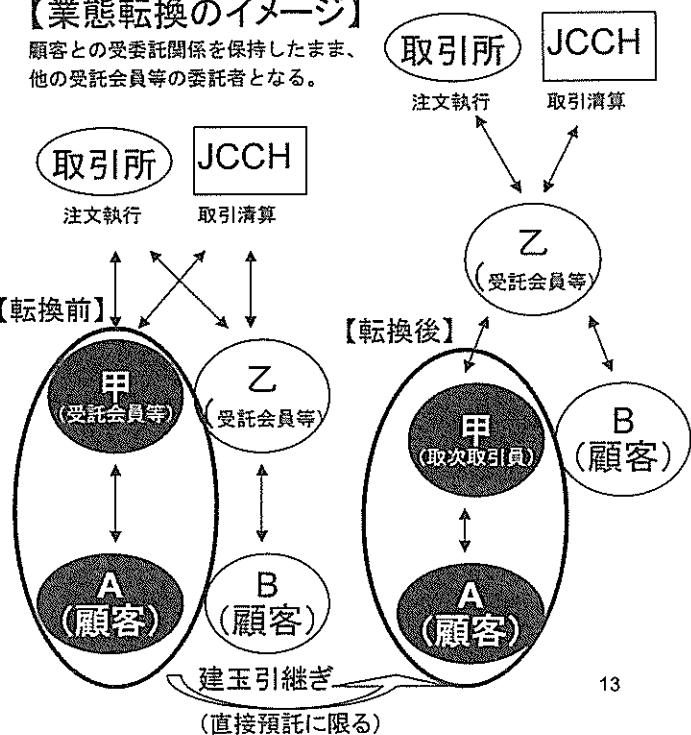
（1）建玉の引継ぎに関する

取引所・J C C Hとの協議

- 業態転換に際して、取引所やJ C C Hにおいて自社の名義で登録管理されている建玉や証拠金を取次先名義の建玉及び証拠金に変更しなければならない。（建玉の引継ぎ等）
- そのため取次者（取次取引員）に転換する旨を取引所・J C C Hに通知して、建玉の引継ぎ等に関する打合せを行う。（提出すべき書類等は次ページに記載）
- 綿密な打合せが必要となるため、時間的余裕を持って早めに取引所・J C C Hを両社で訪問することが望ましい。
(J C C Hによれば取次業務開始の2ヶ月以上前の訪問が望ましいとのことである。)

【業態転換のイメージ】

顧客との受託会員関係を保持したまま、他の受託会員等の委託者となる。



13

3. 転換事務フロー（制度面）

（2）建玉引継ぎに関する提出書類等

- ・建玉の引継ぎは原則として金曜日に実施する。
- ・転換前に取引所に提出すべき主な書類は以下の通り。（詳細は各取引所に照会して下さい。）
- ・取引所へ書類を提出した時は、その写しをJ C C Hにも提出すること。

主な提出書類	添付書類（例、内容は取引所によって異なる）	建玉の引継ぎを適用する委託者一覧表	同意（約諾書差換を含む）の回収状況の報告	建玉制限の緩和に関する届出（名称は取引所によって異なる）	ア建玉引継ぎ依頼書 イ建玉引継ぎ確認書
建玉の引継ぎ申請書・引継ぎ合意書（名称は取引所ごとに異なる）	A 取次契約書（写し） B 約諾書（引継元・先の間） C 計約書 D 委託者への業態変更通知				
建玉引継ぎ実施日の4営業日前（実施週の月曜日）まで	同左	遅くとも建玉引継ぎ実施週の木曜日まで（取引所によって異なる）	建玉引継ぎ実施週の木曜日まで（取引所によって異なる）	取次業務開始日（月曜日の立会開始）まで	建玉引継ぎ実施当日の取引所が指定する时限
引継ぎ元・先の両社（連名）	A 引継ぎ元・先のいずれか B 引継ぎ先 C 両社から一通ずつ D 引継ぎ元	引継ぎ元	同左	引継ぎ元・先の双方から一通ずつ	ア 引継ぎ元 イ 引き継ぎ先
① 両社の名 ② 対象市場名 ③ 引継ぎ希望日	省略	省略	省略	省略	所定の書式あり
取引所は本書類受領後、両社に宛てて建玉の引継ぎに関する実施連絡（名称は各取引所で異なる）を発送する。	—	建玉の引継ぎの対象となる全委託者の氏名等を記載した一覧表	顧客への通知・同意等の回収状況の報告（次ページ参照）	取次取引員は受託会員等にとつては委託者となるため、建玉制限の緩和が必要となる。	両社からの正面確認後、取引所において建玉の引継ぎ作業実施

14

3. 転換事務フロー（制度面）

（3）委託者保護基金（基金）への通知

- 取次契約を締結したら、取次業務開始までに基金にその旨通知する。（取引所、JCCHを訪問する際に、基金も訪問する。）
- 基金は当該通知を受けて、代位弁済契約を締結している会員に対し、代位弁済契約の担保額の増額等についての説明を行う。

[よくある質問]

- ・取次取引員における分離保管等に関する調書の記載方法
- ・取次先との証拠金必要額の通知について

15

3. 転換事務フロー（制度面）

（4）顧客への通知・同意等の徴収

- 全顧客から下記事項に関する同意を徴収する。
 - 受託取引員から取次取引員に変更する旨、変更の日時
 - 取次先の商号、住所、代表者名
 - 現有建玉を取次玉として上記会社に引き継ぐこと
 - 引継ぎに当たっては差換預託から直接預託に変更となること
 - 取次約諾書への変更に際して、現行の約諾書が変更となる箇所、及び変更となる字句
- 建玉がなくても証拠金の移管が発生するため、建玉の有無に関わらず、全顧客から徴収する。
- 連絡がつかない顧客については、返金・供託等の方法により対応する。（詳細はJCCHにて案内）

16

3. 転換事務フロー（制度面）

(5) 関係諸機関への届出書類（転換後）

提出先	取引所	JCCH	主務省	保護基金	日商協、先物協会
届出の種別	脱退予告 (名称は取引所によって異なる。)	清算資格の喪失申請	取次ぎを行う市場等に関する届出	加入市場の脱退、変更等に関する届出	加入市場の脱退、変更等に関する届出
提出時期	建玉の引継ぎ実施 当日以降	建玉の引継ぎ実施 当日以降で、残玉が解消した後	取次開始後 2週間以内	取次開始後 遅滞なく	取次開始後 遅滞なく
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・受理されると、翌営業日から新規建玉不可となる。 ・受理された後30日以上経過で脱退が成立する。 ・各種還付金の返戻を受けるには別途手続が必要。 (取引所に照会する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別途手続により、清算預託金が返戻される。 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・本届出を受けて、基金において取引所やJCCHに預託された財産に設定していた質権を解除する。 	なし

20先物振興発第34号
平成20年4月14日

(各取引所理事長 あて)

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一

取引システムに係る要望について

貴取引所における取引システムに関し、下記のこととを要望いたしますのでご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

我々商品取引員は、各商品取引所の取引システムが早期に統合されることを切に願うところですが、そこに至るまでの無用なシステムコスト負担と混乱は回避すべきと考えております。ご配慮賜りたく要望する次第です。

記

取引時間の延長及び夜間取引の実施に当たっては、計算区域の終了時刻を各商品取引所間で同一にすること。

〔説明〕

計算区域の終了時刻が商品取引所間で異なることで当日計算区域の終了前に翌計算区域の取引が開始されることとなると、同一時間帯において計算区域の異なる取引が並存することになります。このことによって、例えば、翌計算区域で新規建玉が行われた後に当日計算区域の建玉の値洗損の拡大で証拠金不足が生じる可能性があり、未収金発生リスクの増大と適合性原則上の問題が生じます。

委託者未収金の発生防止（元金以上の損失リスクの回避）と適合性原則上の問題を回避するためにはこのような建玉を抑止する証拠金管理が必要であり、そのため取引員システムの改修を迫られることとなります。このコストは取

引システムの共通化までの経過的コストとしては取引員にとって過重な負担となります。

以上の事情に配慮し、取引時間の延長に際しては一計算区域の終了時刻を統一していただくようお願いいたします。

ネットティングによる資金効率のためにプール計算を可能とするアウトハウス型清算機関の実現に至った経緯についてご理解賜ることを切に願う次第です。

以上

20 先物振興発第 58 号
平成 20 年 6 月 23 日

東京穀物商品取引所
理事長 渡辺 好明 様
東京工業品取引所
理事長 南學 政明 様
中部大阪商品取引所
理事長 木村 文彦 様
関西商品取引所
理事長 岩村 信 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

取引時間の延長に係る要望について

商品取引所における競争力強化のための取引時間の延長に関して、下記のとおり要望いたします。

商品取引員各社が事務処理等について適確なシステム対応を行うためには、本要望の実現が不可欠と思料いたしますので、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 取引の終了時刻及び開始時刻について

- (1) 東京工業品取引所におかれましては、当日分の立会終了時刻を 15 時 30 分とするのであれば、翌営業日の立会開始時刻を 17 時以降に繰り下げていただきたいこと。
- (2) 東京穀物商品取引所、中部大阪商品取引所及び関西商品取引所におかれましては、取引時間を延長される場合には、東京工業品取引所において前記(1)の対応が図られるることを前提として、当日分の立会終了時刻を遅くとも 16 時まで（板寄せ取引にあっては 16 時までに立会が完了すること）としていただきたいこと。

〔理由〕

- ① 取引時間において、商品取引員各社は、当日分の立会終了後、4 取引所の建玉について値洗い計算を行い、証拠金の必要額・過不足計算を行ったうえで翌営業日への繰越処理を行わなければなりません。そのためにはできる限り余裕ある処理時間が必要です。
- ② 翌営業日の取引から適用される臨時増証拠金、充用価格の変更等についても上記の証拠金の過不足計算処理に反映させる必要があるため、当日分の立会終了時まで

に商品取引員に通知していただく必要があることにもご留意下さい。

2. 夜間取引の開始時期の延期について

東京工業品取引所における 23 時までの夜間取引については、来年 5 月 7 日からの次期取引システムへの移行と同時に、1 ヶ月程度経過後に開始されたいこと。

〔理由〕

来年 5 月 7 日からの東京工業品取引所における次期システムへの移行に際して、商品取引員各社は受託業務を円滑に進めるための万全な体制整備を図る所存ですが、それでもなお、現在の取引システムと大きく異なる注文方法が採用されることなどから、委託者から実際の注文が出される本番環境下では、予見しがたい混乱やシステム上の不具合が発生する危惧があります。特に、こうした問題が夜間に発生した場合には、システム改修に要する時間、委託者への連絡・周知の時間が必要となります。

このため、夜間取引の開始については、慎重を期して、取引所と商品取引員双方における取引システムの安定を確認し見極めた上で行うことが信頼性の観点から適当であると考えます。

3. 商品特性に配慮した取引時間の設定について

取引時間については、各上場商品の商品特性等を勘案し、特にゴム市場にあっては、当業者等実需の立場からの意見を聴取し、尊重していただきたいこと。

〔理由〕

上場商品によっては、24 時間取引によって実需者のリスク管理を困難にする場合もあるとする意見もあり、商品特性等に起因する事情に十分配慮する必要があると考えます。

4. 24 時間取引への移行について

24 時間取引への移行（23 時以降への取引時間の延長）については、23 時までの取引の状況等を十分に見極めたうえで、その可否をご判断いただきたいこと。

〔理由〕

現在、わが国の商品先物市場は流動性が大きく低下しておりますが、今後、取引時間を延長するにあたっては、十分な市場流動性が見込まれることが重要ですので、23 時までの取引における流動性や取引参加者の状況等を見極めが必要と考えます。

以上

21 先物振興発第 54 号
平成 21 年 4 月 30 日

役 員 各位
会 員 代 表 者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

「商品取引所再編に係る提言」に関するご報告について

当先物協会では、昨年 11 月に実施した「取引所再編に係る意向調査」の結果を踏まえ、「取引所・団体等機能強化検討部会」での検討を経て、本年 1 月末に各商品取引所あてに「商品取引所の再編に係る提言」(別紙 1) を提出いたしましたが、これに対し 3 月末に各商品取引所より、概要下記の回答がありましたのでご報告申し上げます。

(各商品取引所からの回答書面は別紙 2~5)

また、各商品取引所からの回答に対して、当先物協会より回答受理書面にて、それぞれ下記のとおり今後の取組等について要請いたしましたので、併せてご報告申し上げます。

記

1. 東京穀物商品取引所からの回答の要旨

取引所運営コストや取引員サイドの取引システム費用の削減の必要性等は充分認識しており、まずは、株式会社化による経営基盤の強化、取引システムの整備・東工取次期システムとの統合による取引基盤の高度化等を通じて、利便性、信頼性、効率性に優れた、高い市場流動性を有する「グローカル」な農産物市場としての地位確立を目指す「中期経営計画」を実現することにより、スリム化された、確固たる経営基盤を有した取引所とすることが、当面、喫緊の課題と考えている。

2. 東京工業品取引所からの回答の要旨

東穀取との合併による総合商品取引所の実現について、当社としては、現時点においては、両取引所間で取引手法や取引システムについて様々な相違があり、これが容易に解消していく見通しがないことや、合併及びその検討に要する費用負担、時間等からみて時宜を得ないと考える。むしろ、現在は、競争力強化と企業価値の向上のため、中期経営計画の推進に全力で取り組むべきである。

【東京穀物商品取引所及び東京工業品取引所に対する本会からの要請】

両取引所の共通取引員の意見を踏まえれば、近い将来における両取引所の統合等による総合商品取引所化を視野に入れた取組を期待するものであり、引き続きご検討願いたい。

3. 中部大阪商品取引所からの回答の要旨

中部大阪商品取引所研究会から提言された「将来ビジョン」を踏まえ、当面は、市場機能の充実と財務の改善に努めていく所存であり、他の商品取引所との合併は考えていない。

【中部大阪商品取引所に対する本会からの要請】

貴所会員一体の取組みにより将来ビジョンの早期実現を祈念する。

4. 関西商品取引所からの回答の要旨

昨年公表した「関西商品取引所のビジョンに関する報告書」を踏まえ、堅実な財政基盤を前提とした業務運営の下、他市場との連携関係をさらに強化・進展させ、東京地区に先駆けた「大阪における新たな先物市場」の実現を目指す。

【関西商品取引所に対する本会からの要請】

貴所は、真に遺憾ながら、市場機能の発揮により取引所運営がなされているとは言ひがたく、他市場との連携強化による新たな先物市場の実現について、会員商品取引員等の納得の得られる運営により実現可能性のあるものとしていただくようお願いする。

以上

別紙 1

21 先物振興発第 3、5、7、8 号
平成 21 年 1 月 23、26 日

[宛先]	[発信日]	[発信方法]
東京穀物商品取引所 理事長 様	平成 21 年 1 月 26 日	持参
株東京工業品取引所 社長 様	平成 21 年 1 月 26 日	持参
中部大阪商品取引所 理事長 様	平成 21 年 1 月 23 日	手交
関西商品取引所 理事長 様	平成 21 年 1 月 26 日	持参

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

商品取引所の再編に係る提言（各所共通）

わが国の商品先物市場は、平成 15 年度をピークに出来高が急激な減少を続けており、各取引所・団体とともに会費収入が大幅に落ち込み、今後の組織運営が困難な現状にあります。また、商品取引員の経営状況も著しく悪化し、商品取引受託業務の廃業等商品先物市場から撤退する商品取引員も続出しております。この結果、商品取引員の受取委託手数料収入は大きく減少し、それに占める取引所・団体の運営コスト（支出決算額）の比率は平成 15 年度の 3.7% から平成 19 年度は 9.2% と 5.5 ポイント増加しています。

こうした状況を踏まえて、当先物協会では、昨年 10 月に制度政策委員会の下に設置した「取引所・団体等機能強化検討部会」において商品取引所のあり方並びに法定団体を含む業界団体のあり方について検討してまいりました。その結果を踏まえて商品取引所の再編について下記のとおり提言いたしますので、貴取引所におかれましては事情ご賢察のうえ十分にご検討賜り、誠に恐縮ながら平成 20 年度内を目指して貴取引所としての方向性・ご見解をお示し下さいますようお願い申し上げます。

記

〔東京穀物商品取引所・株東京工業品取引所に対する提言〕

東京穀物商品取引所及び東京工業品取引所は、合併による総合商品取引所の実現について早期の検討を賜りたいこと。

商品取引所の再編の形態は様々な選択肢が考えられますが、以下の理由から、先行して貴取引所と東京工業品取引所が早期に合併することが望ましいと考えます。

なお本会は、両取引所での合併についての検討がより円滑に行われるよう、両取引所を仲介し共通の協議の場を提供する用意があります。

〔理由〕

- ① 両取引所の合併による総合商品取引所の実現が商品先物市場の競争力強化につながると期待されること。
- ② 両取引所に加入している取引員の 8 割以上が両取引所の合併を望んでいること。
- ③ 両取引所間で重複する商品市場（上場商品）がないこと。
- ④ 両取引所の早期のシステム統合が強く望まれていること。
- ⑤ 両取引所とも 21 年 3 月期には相当の赤字決算が見込まれること。

〔中部大阪商品取引所に対する提言〕

中部大阪商品取引所は、その市場機能を發揮させる方途について他の取引所との合併も含め、検討されたいこと。

中部大阪商品取引所は、ガソリン・灯油の取引において取引単位と受渡場所・方法の違いから東京工業品取引所と異なる事業者等の利用実態があり、一定の市場機能を果たしていることから、取引所の財務状況を十分に見極めたうえで、他の取引所との合併も視野に入れ、その市場機能を發揮させる方途について検討を進めることが必要と考えます。

〔関西商品取引所に対する提言〕

関西商品取引所は、解散・統合について速やかに検討されたいこと。

関西商品取引所は、すでにその市場機能を果たしておらず、解散・統合について速やかに取引所会員と協議・検討することが適当であると考えます。

〔取引所の再編に係る基本的考え方〕

―― 取引所・団体等機能強化検討部会報告書より ――

検討部会での検討及び会員の意向調査の結果から、取引所再編に係る基本的考え方は次の 3 つに集約される。

- ① 商品市場を存続させる必要があること。

市場経済化がますます進行していく中で、産業インフラとしての商品先物市場の重要性は増しており、産業構造審議会商品取引所分科会においても、公正な価格形成機能、価格のヘッジ機能等の商品先物市場の機能が有効に活用され、わが国経済の安定的発展に資することが求められている。このことを踏まえれば、取引所の再編を検討するにあたっては、取引所機能の充実・強化の観点から、既存の商品市場（上場商品）をどのように存続させていくかが重要である。

現在、それぞれの取引所で上場されている商品のうち、取引所間で重複せず、かつ一定の流動性を有している上場商品については、そのまま統合された取引所で取引を継続させることで流動性の維持が期待できる。また、取引所間で重複する上場

商品についても、取引単位や受渡場所・方法等が違うことによって異なる顧客層の取引参加が期待できるものであれば、取引スペックの異なる2種類の商品として取りされることが望ましい。

*前記調査では「1取引所で上場商品が総合化されていること」が望ましいとする意見が全体の過半数(51.9%)、東穀・東工共通会員では61.8%を占め、また、どのような視点から見直しするのが適当かという設問(複数回答)においても、「商品市場の集約化等による取引所機能の充実」(全体 61.5%、東穀・東工共通会員 58.8%)が上位を占めている。

② 市場参加者のコスト負担が軽減されること。

取引所の合併によって期待される効果は、取引所自体の経営基盤の強化・安定化もさることながら、取引員からすれば、それにも増して各社が負担する取引所運営コストや取引員サイドの取引システム費用の削減である。

取引所運営は原則的には市場参加者の会費負担に依存しているが、昨今の急激な出来高の減少及び8割前後の取引員が赤字決算を迎えると予想される状況にあっては、取引所定率会費の引上げは決して容認することはできない。むしろ取引コストは世界的には引き下げの方向にある。このため、取引所組織(ハコ)の集約化及び人員の削減も含めた運営コストの軽減が強く求められる。

なお、取引所の取引システムの共通化は、取引所合併に先行しても直ちに実施されるべき喫緊の取組である。特に、東京穀物商品取引所と東京工業品取引所の双方に加入する取引員にとっては、両取引所がそれぞれ異なる取引システムの変更を行うたびに、それに合わせて自社システムの改修を余儀なくされ相当なコスト負担を強いられており、両取引所共通会員の94%がシステム共通化を強く希望していることを十分に考慮すべきである。

併せて、合併後の取引所の会員資格要件については、合併前のいずれかの取引所だけにしか加入していないかった会員に対して厳しい要件とならないよう、十分配慮することも必要である。

*前記調査において、どのような視点から見直しするのが適当かという設問に対しては、「市場参加者コスト(定率会費等会費負担経費を含む)の軽減」(全体 88.5%、東穀・東工共通会員 88.2%)、「取引システム共通化によるコスト削減」(全体 84.6%、東穀・東工共通会員 94.1%)、「商品市場の集約化等による取引所機能の充実」(全体 61.5%、東穀・東工共通会員 58.8%)が上位を占めた。また、取引所の合併を検討するに際して留意すべきことは何かという設問に対しては、「組織体集約化による運営コスト軽減」(全体 86.5%、東穀・東工共通会員 88.2%)、「人員削減による運営効率化」(全体 59.6%、東穀・東工共通会員 61.8%)が上位を占め、両設問ともにコスト軽減を強く望む声が聞かれた。

③ できる限り早期に実現されること。

各取引所の運営の現状、取引員経営の現状に鑑みれば、取引所の合併、解散はで

きる限り早く実現されることが望まれる。平成21年度の事業予算等に関係するこ^トから、早期の検討と検討結果についての平成20年度内の報告を期待する。

以上



〔参考〕商品先物市場の現状

① 出来高（オプションを含む）、取組高

平成 15 年度の市場全体の出来高は 155,835 千枚（うち商品取引員分 134,192 千枚）であったが、平成 19 年度は 71,071 千枚（同 57,247 千枚）と 54.4%（同 57.3%）減少している。月間出来高でみると、直近の平成 20 年 11 月は 3,034 千枚であり、平成 15 年 11 月 11,360 千枚と比較すると約 4 分の 1 まで減少した。

また、平成 16 年 3 月末の市場全体の取組高は 2,383 千枚であったが、平成 20 年 3 月末は 661 千枚と 72.3% 減少。さらに直近の平成 20 年 11 月末では 429 千枚までに減少している。

② 取引員の市場シェア

商品取引員の市場シェアは、平成 15 年度 86.1% であったものが平成 19 年度には 80.6%（マイナス 5.5%）に減少し、直近の平成 20 年 10 月では 74.3% とさらに 6 ポイント以上減少した。

③ 委託手数料収入

平成 15 年度の商品取引員の受取委託手数料収入合計は約 3,475 億円であったが、平成 19 年度の受取委託手数料収入は約 1,137 億円と 15 年度対比で約 3 分の 1 まで減少している。

④ 商品取引員の経常収支

平成 15 年度の黒字 55 社、赤字 9 社から、平成 19 年度は黒字 16 社、赤字 42 社と悪化。平成 20 年 9 月中間決算では黒字 12 社、赤字 35 社という非常に厳しい状況となっている。

⑤ 商品取引員の現況

商品取引員数は平成 16 年 3 月末の 97 社から平成 20 年 12 月 5 日現在で 54 社に減少している。

その他、営業所数、役職員数、登録外務員数及び委託者数の状況は以下のとおりである。

	16 年 3 月末	20 年 10 月末
・営業所数	461 箇所	186 箇所
・役職員数	25,448 名	10,188 名
・登録外務員数	14,449 名	5,525 名
・委託者数	114,181 口座	85,299 口座

20 東穀取第 564 号
平成 21 年 3 月 30 日

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一 様



「商品取引所の再編に係る提言」について（回答）

貴協会より平成 21 年 1 月 26 日付けをもって「商品取引所の再編に係る提言」を頂きましたが、当取引所といたしましても、取引所運営コストや取引員サイドの取引システム費用の削減の必要性等、取引所及び会員の置かれている危機的な状況につきましては、充分認識をしているところであります。

また、政府におかれでは「産業構造審議会」における議論をもとに、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するべく商品取引所法の改正案を今国会に提出されているところであります。

このような事情の下、当取引所におきましては、状況の変化に柔軟に対応し、直面している課題を克服するための中期経営計画（2009 年度～2013 年度）を作成しつつあるところであり、今後は、その実現に向けて全力を傾注して行く所存であります。

この中期経営計画におきましては、株式会社化等による経営基盤の強化、取引システムの整備（東工次世代システムとの統合）による取引基盤の高度化、上場商品および取引参加者の多様化と拡大等による成長基盤の確保を通じて、利便性、信頼性、効率性に優れた、高い市場流動性を有する“グローカル”な農産物市場としての地位を確立することを目指すこととしており、会員の皆様方からも広くご意見を伺いたいと考えております。

当取引所としましては、諸般の状況変化と対応方向、将来展望を踏まえつつ、まずは、会員の方々に本中期経営計画にご理解を頂き、本計画を速やかに実現することにより、スリム化された、確固たる経営基盤を有した取引所となることが、当面、喫緊の課題と考えております。

貴協会におかれましても、以上をご理解ご賛同の上、当取引所の中期経営計画の実現にご協力賜りたく、御願い申し上げる次第です。

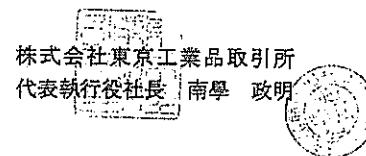
以上

別紙3



20 東工取 622 号
平成 21 年 3 月 17 日

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一 様



商品取引所の再編に係る提言について

当社は、グローバルな競争に打ち勝つべく、一連の競争力強化のための改革に全力を傾注しているところです。

かかる状況下、貴協会から本年 1 月 26 日付けで「東京穀物商品取引所との合併による総合商品取引所の実現」について提言をいただきました。

本件について、当社としては、現時点においては、両取引所間で取引手法や取引システムについて様々な相違があり、これが容易に解消していく見通しがないことや、合併及びその検討に要する費用負担、時間等からみて、時宜を得ないと考えます。むしろ、当社としては、現在は、競争力強化と企業価値の向上のため、3 月 17 日の取締役会で決議した中期経営計画の推進に全力で取り組むべきであるとの結論に至りました。

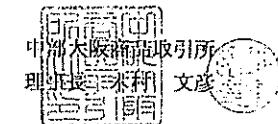
以上



別紙4

21 総第 36 号
平成 21 年 3 月 26 日

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一 様



商品取引所の再編に係る提言について

先般、貴協会から送付がありました「商品取引所の再編に係る提言」(平成 21 年 1 月 23 日付 21 先物振興発第 3 号)について、下記のとおりご報告申し上げます。

なお、本報告内容は、平成 21 年 3 月 26 日開催の総務財務委員会と理事会で機関決定されております。

記

貴協会の会員の経営状況の厳しさについては、非常に痛感するところです。本所としましては、この度、日本の中心に位置し物流の利便性の良い現物先物市場を発展させ、一般投資家及び当業者等が一層安心して参加できる産業インフラとしての魅力的な商品取引所を構築するための環境整備等について具体的な検討を行なうこと目的とするための「中部大阪商品取引所研究会」が平成 20 年 9 月 19 日に設置され、平成 21 年 2 月 17 日までに 5 回の会議を開催し、本所が将来に向けてその機能が維持・発展出来るよう「中部大阪商品取引所の将来ビジョン」について提言されたことから、その提言を踏まえ次のとおりの方向で取り組んでいく所存であります。

なお、他の商品取引所との合併について提言がありましたが、当面は、この方向に即してその機能の充実と財務の改善に努めていく所存であり、他の商品取引所との合併は考えておりません。



別紙5

1. 産業インフラとしての役割の重視と「東京市場」との差別化や相互補完・競争関係を維持する機能を發揮出来る商品取引所とする。

2. 出来高減少に対して早急に歯止めを掛け、エンドユーザーである取引参加者の利便性を向上させるため、早急に次の対応を行なう。

(1) 既存商品においては、「産業インフラ」機能として本所の主力商品である石油市場について様々な観点からストレスとなる事項を抽出し、実需取引やヘッジ取引を利用する際のボトルネックを明らかにする。

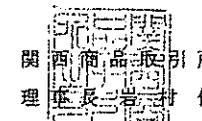
(2) 上場商品のスクラップ・アンド・ビルドを行なう

- ① 既存商品市場のうち今後の状況を鑑み、発展が見込めない市場については、会員の負担等を踏まえ休止又は廃止する。
- ② わかりやすく投資家への関心の高い商品として、平成21年10月1日を目処に金地金の現物先物市場を開設する。
- ③ 金地金の現物先物市場の開設を実現した後、限月の無いロール・オーバー方式による金取引(GX)、共管取引所である強みを活かした総合商品指数及び世界で活発に取引されている商品等を原資産とした指數取引を検討する。

以上

21関西商取第57号
平成21年3月31日

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一 殿



「商品取引所の再編に係る提言」について（回答）

貴協会の「商品取引所の再編に係る提言（平成21年1月26日付）」につきまして、本所の考え方を以下に提示させていただきますので、ご理解のうえ、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本所では、昨年「関西商品取引所のビジョンに関する報告書」におきまして、地域における他市場との連携を強化していく方向性を公表し、その端緒と致しまして、大証等とのMOUを締結したところです。

今後につきましては、堅実な財政基盤を前提とした業務運営の下、新法施行の時期を踏まえるなかで他市場との連携関係をさらに強化・進展させ、東京地区に先駆けた「大阪における新たな先物市場」の実現を目指していく方針です。

以上

目 次

中小事業者等の商品市場利用に向けた 今後の課題と取組み

- 123 -

2008 年 12 月

中小事業者等の商品市場利用に関する研究会

1. 現状認識	3
(1) 商品価格の乱高下による影響	3
(2) ヘッジ取引の有効性	3
(3) 中小事業者によるヘッジ取引の実態	5
2. ヘッジ取引を活用しない要因	6
(1) 中小事業者における要因	6
(2) 商品取引員における要因	7
(3) 商社、金融機関などにおける要因	8
(4) 商品取引所における要因	9
3. 求められる今後の対応	10
(1) 中小事業者における要因への対応	10
(2) 商品取引員における要因への対応	13
(3) 商社、金融機関などにおける要因への対応	15
(4) 商品取引所における要因への対応	17
(5) 今後の対応に係るまとめ	18

1. 現状認識

(1) 商品価格の乱高下による影響

- 原油や石油製品、金属、穀物などの商品原材料価格が過去数年の間に急騰し、その後は今夏をピークに急落に転じるなど、価格の変動が事業者の経営を圧迫している。
- 特に中小事業者¹の場合、過当競争や下請け構造などの要因から、上昇場面においては仕入れ原材料価格の上昇分を販売価格へ転嫁することが難しく、下落場面においてもライバル企業との価格引き下げ競争が生じるなど仕入れコスト低下のメリットを享受できず深刻な影響を受けている。
- このような価格変動の高まりは、中小事業者を含め多くの企業経営を不安定化させる要因となっている。

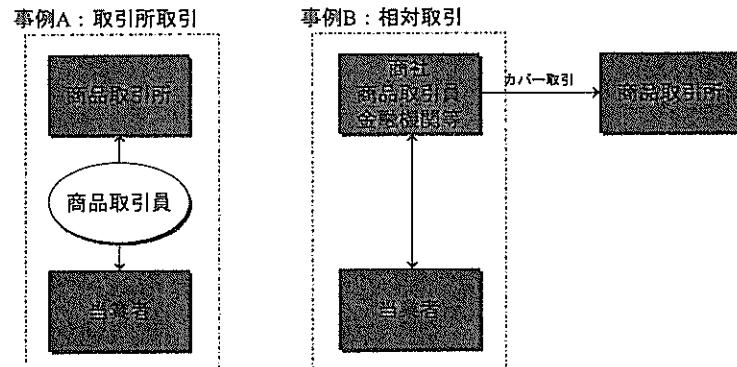
(2) ヘッジ取引の有効性

- ヘッジ取引の手段として、商品取引所で行われる先物取引やオプション²取引（事例 A）、相対（OTC）市場を通じて提供されるスワップ³やオプション取引（事例 B）といった仕組みが存在している。

¹ 日本商品先物振興協会が実施した中小事業者による商品先物市場の利用度調査では資本金を3億円未満とした。

² 先物オプション取引は、ある先物商品（例えば金先物やとうもろこし先物）をあらかじめ定めた期日（納会日）までに、あらかじめ約束した価格（権利行使価格）で、買う権利（コール・オプション）または売る権利（ブルト・オプション）の売買。買い手はプレミアムを支払うこととその権利を取得する。将来の仕入れ価格の高騰を危惧するジュエリー業者は、金コール・オプションを買うことでヘッジが可能になる。オプション価格が下がった場合（その場合、先物価格も現物価格も下落する）はオプションを権利放棄すれば、最大損失は先に支払ったプレミアムに限定される。

³ ここでいうスワップとは、石油や貴金属などの商品の価格変動リスクを回避するための商品スワップ取引のこと。例えば、ある商品のユーザーはスワップの提供者との間で、特定の価格指標に基づく固定価格を定める。価格指標の市場価格が固定価格を上回った場合、ユーザーはその差額に相当する決済金を受け取り、逆に下回った場合には、ユーザーがスワップ提供者に決済金を支払うことでユーザーは仕入れコストの変動を回避できる。



カバー取引：当業者に提供した相対取引に伴って発生するリスクを相殺(ヘッジ)するための取引のこと。

当業者：ヘッジ取引の対象商品の売買、売買の仲介、取次ぎ、生産加工などを兼としている関係者の総称。

- ヘッジ取引を適切に活用すれば、例えば仕入価格高騰による予期せぬコスト増を、ヘッジ取引から得られる差益によって緩和・相殺することが可能になる⁴。
- このような機能に着目して大手事業者の中には、ヘッジ取引を活用することで価格変動率を低減させている事業者もいるが、取引所取引（事例 A）については、国内の取引所よりも海外の主要取引所を用いることが多い。また大手事業者は、商社や金融機関などが相対で提供しているデリバティブ（価格スワップが多い）も積極的に活用している（事例 B）。
- なおアメリカでは、ヘッジ取引に関するアドバイザリーやコンサルティングを行っている商品先物取引委員会（CFTC）⁵登録業者や独立系のコンサルタントが活躍している。こうしたアドバイザーを活用して、農家や地元事業者などは自らの事業リスクを低減させるためにヘッジ取引を活用している。

⁴ ただしヘッジ手段によって、①先物取引で「買いヘッジ」した場合、価格が下落すると先物取引で差損が発生し、仕入価格の下落によって得ることのできた利益を（一部）打ち消してしまうほか、証拠金の差入れにかかる資金負担・管理負担が発生する、②オプション取引（コールの買い）の場合、将来の下落による損失は限定されるが、取引時点でオプション代金（プレミアム）の支払いが必要である、③相対のスワップ取引の場合、基本的に長期間の取引が前提となり、業者から取引を拒絶される可能性があるほか、途中での解約が難しい、といった相違がある。

⁵ アメリカにおける先物取引やオプション取引に係る監督当局。

(3) 中小事業者によるヘッジ取引の実態

- ・ 国内取引所取引（事例 A）をヘッジ目的で行っている中小事業者は少なく、商品取引員を仲介者として取引所取引を行っている会社（資本金 3 億円未満）は全国で 200 社程度しか存在しない。東京工業品取引所や中部大阪商品取引所におけるエネルギー関連商品についても、資本金 3 億円未満の会社による利用は 1%に満たない（出来高ベース、事務局調べ）。
- ・ また商社、金融機関などが相対で提供しているデリバティブ（事例 B）については、大手事業者などに活用されるのが一般的で、中小事業者による活用は少ない。
- ・ このような実態については、ヘッジ取引の存在や方法についての認識が弱いこと、経営におけるヘッジの重要性を認識していないこと（又は系列取引などを前提としてヘッジの必要性がないこと）、などが要因となっているといった指摘もあった。

2. ヘッジ取引を活用しない要因

(1) 中小事業者における要因

【ヘッジ取引の存在や方法を大半の経営者が不知】

- ・ 中小事業者の場合、長期的な視野から経営リスク管理をするような余裕がなく、毎日なるべく安い価格で仕入れを行うことや、売上を確保することに専心している。そのため、リスクヘッジに対する認識は必ずしも高いとは言えず、またその有効性について自ら検討を行なう意欲や余裕がある経営者も限られていることから、ヘッジ取引の存在や方法について認知していない経営者が大半を占めるという状況にある（業界によっては、系列取引などを前提として、ヘッジの必要性に乏しい場合もある）。

【ヘッジ取引に係る基礎的な知識等が不足（儲けの手段との誤認識も）】

- ・ また中小事業者においては基礎的な知識が不足しており、業界用語や専門用語（例えば、「TOCOM」（東京工業品取引所の略称）や「C-COM」（中部大阪商品取引所の略称）といった取引所の名称や、追証⁶といった取引用語などのレベル）の意味を十分に理解していないことから、提案を受けても検討することが出来ないという声も聞かれた。また中小事業者の中には、ヘッジ取引を儲けの手段と誤認識している経営者も少なくなく、ヘッジの概念に対する理解は高いとは言えないとの指摘もあった。

【アドバイスが可能な専門家の不足】

- ・ また中小事業者の場合、社内にヘッジ取引を検討させたり、実際に必要な業務を任せられる人がおらず、身近に適切なアドバイスをしてくれる専門家も存在しない（例えば税理士、公認会計士、中小企業診断士などにおいてもヘッジ取引のアドバイスが出来る者は少ない）ことから、ヘッジ取引の存在を知ったとしても、実際に取引を行うまでには至っていない可能性が高い。

【リスク管理体制の構築やヘッジ会計の適用の難しさ】

- ・ 中小事業者はもちろん、大手事業者であってもヘッジ取引を行うリスク管理体制の構築やヘッジ会計の適用がハードル⁷となっているケースもある。

⁶ 相場の変動によって生じる損失の額が一定以上となった場合に、取引本証拠金の補充として追加的に請求される証拠金を追証と呼ぶ。

⁷ ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、①事前テスト ((イ)企業のリスク管理方針に従う取引であることが文書で確認できること、(ロ)明確な内部規定及び内部統制組織

(2) 商品取引員における要因

【ヘッジ取引を提案してきた取引員が少ない】

- これまで中小事業者などに対してヘッジ取引を提案してきた商品取引員が必ずしも多くないということも、中小事業者などに対してヘッジ手段の普及が進んでいないことの要因の1つである。

【相対取引も取引員の経営資源不足により低調】

- また事例Bの方法でヘッジ手段を提供しているのは、商社や金融機関に限られており、商品取引員によっては提供されていない。これは商品取引員には、資金力、信用力、人材といった経営資源が不足していることが原因となっているとの意見があった。

【商品取引員や業界に対するマイナスイメージ】

- その他、商品取引員と委託者とのトラブルが過去に頻発していたことなどを背景として、商品取引員や業界に対する評判ないしイメージが悪いことから、中小事業者などと接点を持ちにくいといった指摘もある。

【行為規制（再勧誘の禁止）による影響】

- 制度的要因としては、国内商品先物の取引所取引では再勧誘の禁止が適用されることから、事業者に対する最初のアプローチで断られてしまうと、具体的な提案を行うことが難しいとの声も聞かれたところである。

(3) 商社、金融機関などにおける要因

【相対取引の利用は一部の大手事業者】

- 商社、金融機関などは、事例Bの方法で事業者に対してヘッジ手段を提供しているが、実際に利用可能なのは石油元売や電力会社など、一部の大手事業者に限られている（中には地方銀行などが取引の媒介を行っているケースも見られ、この場合には地方バス会社といった地元有力企業クラスの事業者が活用している事例もある）。

【中小事業者の低い信用と採算性】

- 中小事業者については、信用リスクが高いために与信設定が難しいことや、ヘッジ取引のロットが小さいために採算性が低く、ビジネスとして成り立たないことから、ほとんど営業推進が行われていない。

【税務・会計上の取扱いやリスク管理体制の基準の未整備】

- また大手事業者に対して事例Bの方法によるヘッジ取引を提案する場合であっても、①税務や会計上の取扱いが不明確であること、②ヘッジ取引を行うためのリスク管理体制（方針の策定、ポジションの管理、持高に対する時価評価等を担う組織体制）のあり方についてどのような対応が必要であるのかについて明確な基準がないことなどが障壁となり、ヘッジ取引の活用が進まないケースもしばしば存在する。

が存在し、ヘッジ取引がこれに従って処理されること）、②事後テスト（ヘッジ手段とヘッジ対象との間で損益が相当程度の相関を有することが定期的に確認されていること）、が客観的に認められる必要がある。

⁸ 事務局が実施したスワップ提供事業者へのヒアリングでは「クリアリングを受ける先があれば中小事業者にヘッジ取引を提供できる」旨の意見があった。中小事業者の信用力が低く評価されていることがうかがえる。

(4) 商品取引所における要因

【認知度の低さと投機市場としてのイメージ】

- ・ 中小事業者からみて取引所の認知度が低い上、投機市場としてのイメージが強いことが、中小事業者による市場参加の障壁となっている。

【流動性の低さによる利用の低調（特に大手事業者）】

- ・ 大手事業者から見ても、ヘッジ取引を行うには流動性が低く、利用が低調となっている。また同様の理由で、価格スワップなどのヘッジ手段を提供している商社、金融機関などがカバー取引として利用するケースも低調である。

【取引単位や値幅制限等取引の利便性の悪さ】

- ・ ヘッジ取引を希望する大手事業者、カバー取引を行いたい商社、金融機関などから、取引単位（大手事業者から見ると単位が小さい）や値幅制限といった取引条件や、取引システム性能といったインフラ面でも海外の主要取引所の方が使い勝手が良いとの声が多い。
- ・ また中小事業者などによる活用という観点からは、売買単位や受渡単位が必ずしも適切な単位となっていない（中小事業者から見ると単位が大きい）との指摘もある。

⁹ 売買単位と受渡単位は、東工取がそれぞれ 50KL と 100KL、中部大阪商品取引所はいずれも 10KL で、両取引所とも分割受渡が可能。20KL 程度の地下タンクを有するガソリンスタンドが多いが、近年は土壌汚染対策等の理由から 30KL の二重槽を設置するガソリンスタンドも少なくない。

3. 求められる今後の対応

(1) 中小事業者における要因への対応

【理解度に応じた広報普及活動と専門家による総合的支援サービス】

- ・ 中小事業者においてはヘッジ取引の有効性やヘッジ取引自体に対する理解が不足していることから、関係者による広報活動が期待される。また中小事業者が全てのヘッジに係る手続を自ら行わなくてもよいように、専門家による総合的な支援サービスの提供が期待される。

【基礎的な広報活動の実施】

- ・ まず商品価格が乱高下する中、中小事業者にもヘッジ手段が普及ないし提供されるべきであるという政策的な方向性も示されているように、中小事業者に自立的な経営を行って頂く手段の 1 つとして、ヘッジ取引の存在やその意義を知ってもらうための広報活動が求められる。広報活動の方法にも様々なものがあるが、具体的には、(a) パンフレット等広報資料の配布や電子媒体での普及、(b) セミナーや勉強会の開催などが考えられる。こうした活動は商品取引員やその他デリバティブ関連業者各社の取組みも重要となるが、本研究会事務局の日本商品先物振興協会や商品取引所などが推進役となって取組みを行うべきである。
- ・ パンフレットなどの広報資料を配布するという (a) の方法を実施する場合、本研究会でも指摘されたように中小事業者のヘッジ取引に対する理解が高くはないことを前提として、専門用語や業界用語を廃し、平易な言葉をもちいて広報資料を作成することが必要であろう。
- ・ 具体的な広報資料のコンテンツについては、日本商品先物振興協会や商品取引所などが中心となり、早急に（2009 年 3 月を目途に）検討を行いその後、中小事業者団体やその傘下企業に対して広報資料を活用したセミナーや勉強会を開催するといった方法で、2009 年度開始早々には広報活動に着手することが期待される。認知を得るにはテレビ CM が有効と思われるが、短時間の放映では正しい知識が正確に伝わらないことを考慮すると新聞は望ましい告知媒体といえよう。

【ヘッジ取引の活用方法に係る広報活動の実施】

- ・ 上記の基礎的な広報活動に加えて、具体的な利用場面や活用事例などを紹介することで、ヘッジ取引の具体的方法や有効性について認知してもらうこと

の重要性が研究会の中でも示唆されたことから、適切な事例の収集、整理を早急に行った上で、ヘッジ取引が儲けの手段ではなく、例えば仕入コストの平準化の手段であるといった認識の普及に資する広報のあり方について検討されることを強く期待する。

- ・ 広報資料についても一般的な知識普及資料に留めず、ヘッジ取引の利用促進につながるようなものとするためには、業種特性を踏まえた具体的なものであることが望ましいことから、最初は業種や想定する中小事業者の規模などある程度絞り込んで検討を開始することが合理的で、条件に応じたヘッジ会計の事例やヘッジコスト（委託手数料や証拠金の調達コストなど）などを示すことも必要であろう。また、多忙な中小事業者からみて「目を通す価値のある」広報資料を作成する必要があることから内容や表現方法については精査することが必要となる。そこでヘッジ取引のニーズが高いと思われる業界を早急に選定し、当該業界におけるヘッジ取引の普及方法に関するワーキンググループ（WG）を日本商品先物振興協会や商品取引所が中心となって設置し、具体的な普及方法を検討していくことが望ましい（2009年上期）。またこの検討会は、実際にヘッジ取引を活用する当該業界の中小事業者団体などが参加する形で実施されるべきである。
- ・ このワーキンググループにおける成果については、参加する中小事業者団体やその他関係者を通じて、中小事業者へ普及させていくことが望まれる（2009年下期以降）。
- ・ 実際の広報活動においてヘッジ取引のメリットを説明する際には同時にデメリットを説明することが商品先物取引のルールとなっているが、併せて投資目的の取引を勧めないことも徹底しなければならない。

【中小事業者のアドバイザーに対する広報活動の実施】

- ・ 中小事業者の場合、社内にヘッジ取引を検討し、実行するような知識やスキルを有している者が存在していることは稀であり、多忙な経営者はヘッジ取引について検討を行なう余裕に乏しい。中小事業者などは経営上の課題について日頃から身近な経営アドバイザーである、税理士、会計士、中小企業診断士などに相談を行っており、こうした経営アドバイザーに対してヘッジ取引の意義や有効性、ヘッジ取引を行う場合の具体的な方法などについて普及させることで、中小事業者がより安心してヘッジ取引を活用することが出来るようになると考えられる。
- ・ そこで日本商品先物振興協会や商品取引所などが業界をリードし、経営アドバイザーに対して、ヘッジ取引に係る広報活動を展開することが有用であろう。その際、経営アドバイザーにおいてもヘッジ取引の具体的な活用方法や、中小事業者に対してアドバイスする際に必要となる基礎的な知識を理解し

てもらう必要があるため、関係者においてこれらを良く研究した上で、指南書のようなガイドブックを作成し、広報活動のツールとしても検討すべきである。このガイドブックのコンテンツについても、上述した日本商品先物振興協会などが中心となって設置するワーキンググループにおいて検討を行なった上で、税理士、会計士、中小企業診断士などと勉強会を行いつつ充実させていくことが望ましい（勉強会の開催は2009年4月を目指に着手し、その後の展開については2009年10月以降を想定）。

【Webサイトを活用したヘッジ取引提供業者の紹介】

- ・ 上記の広報活動を通じて、中小事業者などがヘッジ取引に関心を持った場合、容易に相談相手を探せるよう、例えば日本商品先物振興協会や商品取引所のWebサイトなどにヘッジ取引を取扱う仲介業者を紹介するサイトを設置しておくことが望ましい。当該Webサイトについては、2009年1月からコンセプトの検討を行ない、2009年6月上旬頃からサイトを構築し、同年中を目指として公開することが期待される。
- ・ 当該サイトにおいては商品取引員だけでなく、事例Bの方法でヘッジ取引を提供している商社及び金融機関や、ヘッジ取引に係るアドバイスをすることができる税理士、会計士、中小企業診断士などの紹介も行われることが期待される。

【専門家による総合的なヘッジサポートを可能にする環境整備】

- ・ ヘッジ取引の意義や有効性について理解することと、ヘッジ取引の詳細な仕組みやヘッジ取引の方法論を理解することを必ずしも同列に扱う必要はない。適切かつ信頼出来る専門家が存在すれば、人的な資源に乏しい中小事業者においては、ヘッジ取引を行うべきであるという判断と、ヘッジ取引の方針や範囲などについて意思決定を行なった上で、実際の取引については当該専門家に依頼するという方法も合理的である。
- ・ 当該専門家は、市場動向だけでなく、総合的なヘッジ戦略や先物取引であれば証拠金の管理に係る事務管理など、様々な事項に精通した者である必要がある。
- ・ ヘッジ取引に係る総合的なサポートを行なうには、有価証券投資のアドバイザリー等とも異なり、現物市場の動向や現物市場の取引慣行に精通したヘッジ取引に係る専門家の拡充、発展が期待されることから、その環境整備に向けて、早期に関係者による検討に着手し、進めていくことが必要であろう。

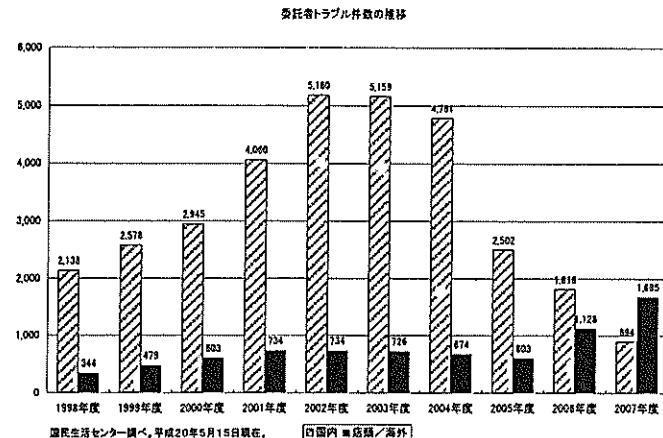
(2) 商品取引員における要因への対応

【トラブル大幅減少の積極的アピール】

・過去に商品先物取引のイメージを失望させた業者が存在したことは事実であるが、近年はコンプライアンスを徹底させ、マイナスイメージの改善にも努めているところである。委託者トラブルが完全になくなったわけではないが、平成16年と18年の商取法改正による勧誘に係る規制厳格化とその遵守徹底に対する商品取引員の自助努力の結果、その数は大幅に減少してきていることから、近年の取組みをさらに徹底させた上で、その成果を積極的にアピールしていく必要がある。

ナーや勉強会におけるプレゼンテーションといった広報戦略も重要であろう。

- ・商品先物市場が産業インフラとしての機能を果たしていくためには、中小事業者に対するヘッジ取引のアドバイザーとしての役割を担う商品取引員が存在することが求められる。そうした事業者向けの営業展開を志向する商品取引員にあっては、ヘッジ取引に係る専門知識やノウハウを持った人材を獲得し、営業体制を整える必要がある。
- ・そのうえで、先物振興協会や商品取引所が中小事業者団体や当該団体を通じて事業者に対して行うセミナー、勉強会等に協力して講師を引き受けたり、個々の業種のニーズに対応した資料等を作成し、専門的なヘッジ・アドバイスを提供できるよう、歩調を合わせて取組んでいくことが期待される。



(出所) 経済産業省産業構造審議会商品取引所分科会(2008年10月2日開催)資料より

【ヘッジアドバイザーへのビジネスモデルの転換と広報展開】

- ・中小事業者に業界体质の改善を知ってもらうためには、「投資を勧める存在」から「ヘッジ取引をアドバイスする存在」として中小事業者に接していくことが必要であり、ビジネスモデルの転換を上述の広報活動と一体的にアピールしていくことが望ましい。また関係する業界紙や広報媒体への広告掲載やヘッジ取引に係る記事の掲載、中小事業者団体や商品取引所が開催するセミ

(3) 商社、金融機関などにおける要因への対応

【相対取引の利用促進のための環境整備】

- ・ 中小事業者向けに、事例 B の方法によるヘッジ手段の提供を難しくしている要因として、与信設定が難しいことやヘッジ取引のロットが小さすぎるなど指摘されているが、中小事業者や中小事業者団体が集団でリスクヘッジを行えば事例 B のような手法を活用できる可能性がある。もっとも、集団でリスクヘッジを検討するということは、取りまとめを行う団体自体に対する与信が可能であることが必要である他、ロットを大きくするという観点から共同購入のような方法と併せてヘッジ取引を行ったり、ヘッジ取引のみを集団で行うことも考えられる。この点、団体自身に与信が可能であるかどうかについては当該団体の組織形態や財務体质などによって異なる他、共同購入や集団でヘッジ取引を行うといった方法を用いることが適切な業界とそうでない業界も存在し得ることから、集団でリスクヘッジを検討する余地のある中小事業者団体などとヘッジ取引の活用可能性について研究を行うことが望まれる。中小事業者は銀行等から借入を受けるにあたって各都県にある信用保証協会を利用することが可能だが、ヘッジ取引を行うに際して与信設定を受けるにあたっても保証協会を利用できるようにすることも考えられる。
- ・ 一方、商社や金融機関などがヘッジ手段として提供している事例 B の方法は、エネルギー商社など物流の中間業者が存在する場合には、こうした中間業者を通じた積極的な利用が期待される。そこで中小事業者団体などの情報交換の中で、当該業界において原材料などの物流を担っている中間業者を明らかにした上で、こうした業者を交えた普及戦略も必要となってくる。またヘッジ取引の提供側と事業者の間では契約を締結することになるが、ヘッジ取引やデリバティブ取引に関する知識を持っている弁護士は少ないため、そうした弁護士の育成もヘッジ取引の普及の上では一因になるとを考えられる。

【ヘッジ会計の適用やリスク管理体制に係るガイドラインの策定】

- ・ 中間業者を含め、大手事業者が相手であっても、ヘッジ会計の適用やリスク管理体制（例えば、リスク管理方針の文書化、ヘッジ取引担当者とこれを管理する担当者を分離するなどの相互牽制体制整備など）の構築などについて、明確な基準や方法論がないことによってヘッジ取引を活用する機会を失うことがないよう、事業者や営業推進を行う商社、商品取引員、金融機関な

どにおいて活用可能なガイドラインや指南書を業界や行政が一体となって構築することが望ましい。ガイドラインや指南書については、税理士や会計士などの専門家だけでなく、実際にこれを用いてヘッジ取引を普及させる商社、商品取引員、金融機関などといった関係者の意見も取り入れながら、実務の使用に耐えうるものとする必要がある。またスピード感を持ちながらも慎重な検討が肝要であり、2009年1月から商品先物振興協会や商品取引所が中心となって検討をスタートさせ、1年程度の期間を設けて十分な議論が行われるべきである。

- ・ また関係当局においても税務や会計上の取扱いを明確化するために必要な検討を行なうことが期待される。
- ・ ヘッジ会計の解釈の相違を解消するためには商品先物取引に関連した実務指針記載事例を増やすよう働きかけるべきである。また税務については国税当局に明確なルール作りを求めていく必要がある。

(4) 商品取引所における要因への対応

【ヘッジ取引、取引所イメージ向上のための広報活動の継続】

- ・中小事業者から見れば、商品取引所の認知度が高いとは言えず、ヘッジ市場としての意義や取引所の機能といった基礎的な広報活動は引き続き重要となる。また投機市場としてのイメージが強いことから、これまで以上にヘッジ取引としての活用可能性について広報戦略を強化することが期待される。

【国際競争力強化と市場の利便性向上に向けた取組】

- ・商社、商品取引員、金融機関など、スワップ組成業者がカバー取引として取引所取引を利用する場合には、商品取引所のインフラなど機能面で、競合する海外主要取引所と並ぶ必要がある。
- ・一方、中小事業者が現物の受渡しを想定して、商品取引所取引を活用するのであれば、必ずしも海外主要取引所並の市場流動性や機能が要求されるわけではない。むしろ中小事業者から見れば、ヘッジしたい現物が上場されていること、適切なロットの売買単位や受渡単位が確保されていること、受渡場所が全国各地にあるなど受渡しが容易であること、といった事項に关心があり、商品取引所においては中小事業者も活用可能な上場商品及び取引条件について常に検証を行ないつつ、これを整備していくことが期待される。

【先物オプション取引の活性化、スパン（SPAN）証拠金制度採用の検討】

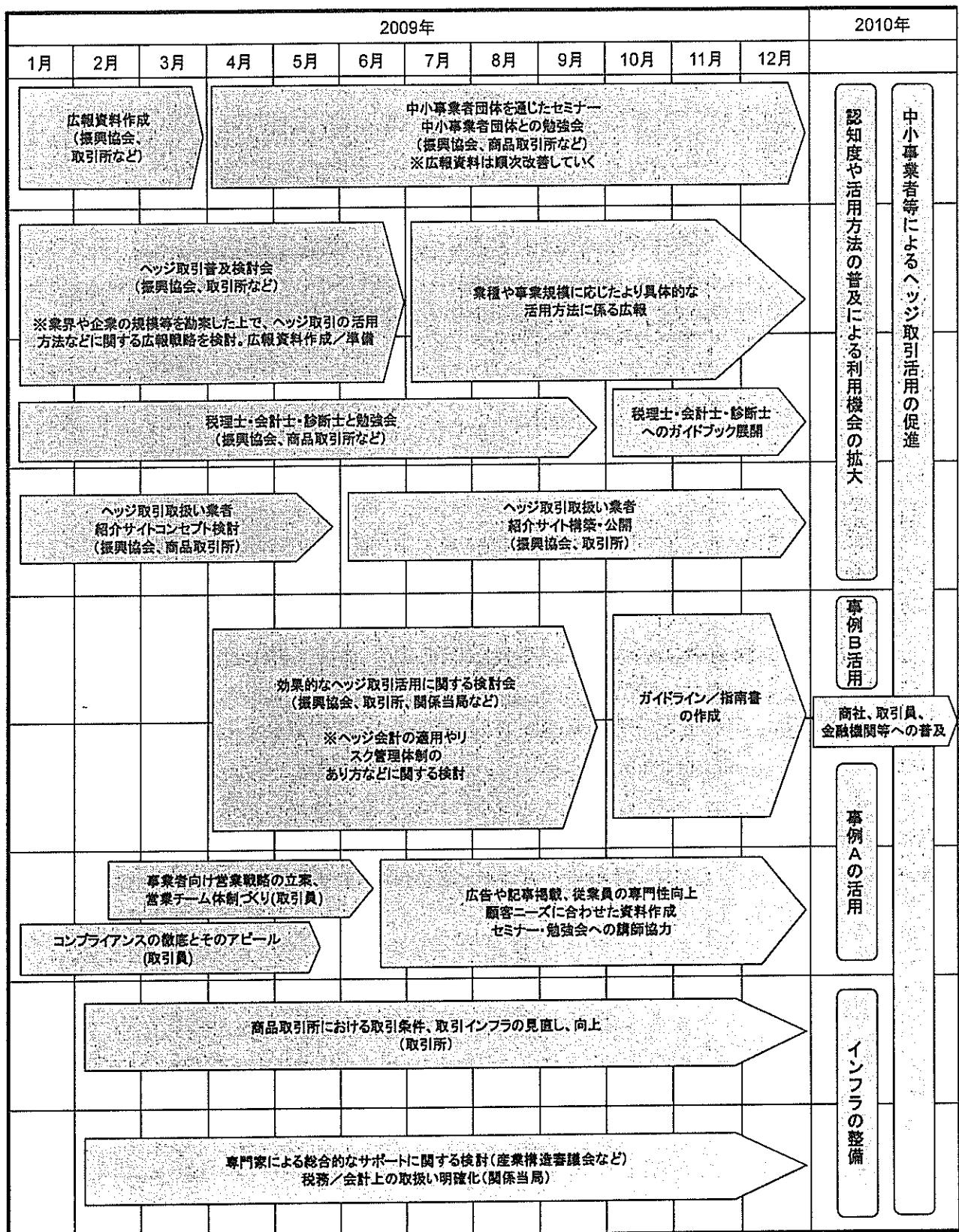
- ・その際、先物オプション取引があればヘッジ手段として当然、使い得る。さらにスパン（SPAN）証拠金制度¹⁰を採用すればヘッジに係る証拠金を減額する手段も得られるので、それらの導入を考慮すべきである。

(5) 今後の対応に係るまとめ

- ・以上、本研究会で取りまとめた今後の対応については、事務局である日本商品先物振興協会や商品取引所が中心となり、中小事業者団体、商品取引員、金融機関・大手商社、税理士・会計士・中小企業診断士、関係当局など関係者と連携しながら、以下のようなスケジュール感で進めていくことが期待される。

¹⁰ スパン（SPAN）証拠金制度は先物取引と先物オプション取引に係る必要証拠金額を算出するための計算方式。複数にわたるデリバティブ建玉（ポートフォリオ）の損失可能金額を算出し、その額を当該ポートフォリオの当初証拠金額とする。建玉の相関性次第では損失リスクが減衰するために証拠金効率が上がる。経済産業省と農林水産省が平成20年に開催した「クリアリング機能の強化に関する研究会」では、わが国の商品取引所における商品先物取引にもスパン証拠金制度の採用を求める意見が提起された。これを受け日本商品清算機構（J C C H）は現在、スパン証拠金制度の導入に向けて検討中。

【今後の主な対応スケジュール】



平成 20 年 9 月

殿

社団法人 日本商品投資販売業協会
会長 加藤 雅一

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

委託者保護会員制法人
日本商品委託者保護基金
理事長 多々良 實夫

平成 21 年度税制改正に関する要望について

近年、わが国の経済は原油価格や農産物価格の高騰などにより諸物価が高騰し、景気の後退が懸念されています。特に、企業経営においては、一次産品価格の高騰により『高いコスト』での仕入れを余儀なくされ、コストアップの一部分を製品価格として消費者に転嫁せざるを得なくなり、その結果、国民生活にも大変厳しい影響が生じていることは周知の事実です。

わが国の産業は、エネルギー、食糧などの資源の多くを海外からの輸入に依存していることから、価格変動リスクを効率よくコントロールすることによって収益圧迫要因を抑制することが求められています。商品先物市場は、この価格変動リスクをヘッジする手段として極めて有効な機能を有しております。

しかしながら、わが国の商品先物市場の現況は、全国の商品取引所の出来高において平成 15 年（暦年）の 1 億 5,407 万枚をピークに、平成 19 年では 7,346 万枚と 4 年間で約 52% 減少し、商品先物市場の流動性は大きく低下しています。翻って、世界の先物市場をみると、2001 年（平成 13 年）の約 18 億 0,010 万枚から 2007 年（平成 19 年）の 69 億 7,000 万枚と 7 年間で約 3.9 倍もの出来高増加となっています。こうした状況を踏まえ、経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会商品取引所分科会は、『今後の商品先物市場のあり方』について、平成 19 年 12 月に中間整理を行い、本年中に商品先物市場の国際競争力強化及び委託者保護に係る制度改善の方向をとりまとめる予定です。

商品先物市場の流動性を確保することは、産業インフラとしての商品先物市場が公正な価格形成、先行指標価格の提供、価格変動のリスクヘッジといった機能を十分に発揮するための必須条件であり、積極的に価格変動リスクを引き受ける個人投資家をはじめとする多様な投機が果たす役割が極めて重要です。

商品先物業界では、市場の信頼性と利便性の向上に向けた一層の取組と市場利用に係る正しい知識の普及・啓発に努めています。しかし個人投資家の直接的商品先物市場参加や商品ファンド等集団投資スキームを経由した市場参加を更に促進するためには、金融所得に係る税制面においても、金融商品の選好に中立的で、且つ、わかりやすい税体系が必要と思料いたします。

また、商品取引所法に基づき設立された「委託者保護基金」（以下、「基金」という。）は、商品先物取引の投資家（委託者）の資産保護を目的とした極めて公益性の高い法人であり、同基金の弁済財源を充実することは商品先物市場の信頼性向上に繋がることから、同基金についても、証券・銀行・保険業等における顧客資産保護機関と同様に、非課税法人とすることが必要と考えられます。

つきましては、平成 21 年度の税制改正要望として、次の事項について別紙理由書を添えてお願ひいたしますので、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げる次第です。

〔要望事項〕

1. 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

（社団法人 日本商品投資販売業協会・日本商品先物振興協会）

2. 商品ファンド（信託型、匿名組合型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

（社団法人 日本商品投資販売業協会・日本商品先物振興協会）

3. 商品取引所法に基づく「委託者保護基金」について、非課税措置等所要の税制措置を講ずること。

（委託者保護会員制法人 日本商品委託者保護基金・日本商品先物振興協会）

理 由 書

1. 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

（社団法人 日本商品投資販売業協会・日本商品先物振興協会）

1. 説 明

（1）標記の具体的な内容は、個人の商品先物取引（オプション取引を含む。）に係る決済差損益について、以下の事項を要望するものです。

① 商品先物取引の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とすること。

② 対象とすべき金融所得に対する税率を 20%（国税 15%、地方税 5%）に統一すること。

③ 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。

④ 上場株式等、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている 3 年間の損失繰越を対象とすべき金融所得全般に認めること。

⑤ 商品取引員（商品取引会社）において源泉徴収が可能な場合には、個人が源泉徴収を選択できるようにすること。

（2）商品先物取引により生じた個人の所得につきましては、平成 13 年度の税制改正において、初めて申告分離課税制度が導入され、株式等の譲渡に係る所得と同様、26% の税率（国税 20%、地方税 6%）により課税されることとなりました。しかし、商品先物取引の決済差損益と株式等の譲渡損益との間の通算を可能とする措置については、株式等の譲渡に係る所得課税に源泉分離課税と申告分離課税との選択制が残されたこと等もあって、認められるには至りませんでした。

（3）その後、平成 15 年度の税制改正により、同年 1 月から商品先物取引により生じた個人の所得については、株式等の譲渡に係る所得と同様、① 税率を 20%（国税 15%、地方税 5%）とすること、② 損失について翌年以降 3 年間の繰越控除をすることが認められました。しかし、株式等の譲渡損益との間の損益通算は、上場株式等の譲渡所得に係る税率が特例措置により、平成 15 年 1 月から 10% に引き下げられたこともあって実現されませんでした。

（4）他の所得との損益の通算については、平成 16 年 1 月以降の有価証券先物取引の決済差損益との間での通算及び平成 17 年 7 月以降の金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引の決済差損益との間の通算が認められ、先物取引グループ間の損益通算の範囲は拡大したもの、上場株式等の譲渡損益との間では認められないまま現在に至っております。

（5）上場株式等の有価証券に係る譲渡損益と商品先物取引に係る決済差損益との通算については、かつて平成元年までは可能であったものであります。

2. 理 由

（1）わが国における個人の金融資産の積極的活用は、それを必要とする企業や産業インフラである金融市場等に供給していくことにより、経済の活性化及び成長につながるものです。

しかしながら、現在のわが国の金融所得に対する税制は、①金融商品間で課税方法及び税率が異なること、②金融所得相互間の損益通算が限定的にしか認められていないこと、③損失の繰越控除も、限定的に上場株式等、金融商品先物取引（有価証券先物取引、取引所金融先物取引）及び商品先物取引にしか認められていないことなどから、キャピタルゲイン・キャピタルロスに係る税制としてリスク性の高い投資（リターンの変動の可能性が大きい投資）に対して不利なものとなっており、個人投資家の積極的な投資行動にとっての障壁となっております。

(2) 海外の金融市場では、IT技術の急速な進展に伴って24時間取引の導入と取引のグローバル化が進んでおり、こうした海外市場等へ投資資金の流出が見られることから、早急に、わが国の金融市場の国際的競争力を高めるとともに、金融取引に係る税制においても同等にすることが望まれるところです。

(3) わが国の経済の活性化を図るために、金融所得の税制について、市場選好に中立的で、かつ、個人投資家にとってわかりやすい税体系とする必要があります。具体的には、

- ① 国際的に比肩しうる低額の税率を一律に適用すること。
- ② 年間（毎年）の投資から得た所得を通算できること。
- ③ 投資によって生じた損失については、繰越控除を可能とすること。

が必要であります。

(4) 平成20年度の税制改正大綱の検討事項において、『金融所得の課税一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。』と記されています。

(5) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融市場・証券市場・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

2. 商品ファンド（信託型、匿名組合型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

（社団法人 日本商品投資販売業協会・日本商品先物振興協会）

1. 説明

標記の具体的な内容は、商品ファンド（信託型、匿名組合型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について、以下の事項について要望するものです。

商品ファンドの収益分配金・償還差益については、その取扱いにつき商品ファンドとしての税法上の規定が無いことから、設定形態に応じた取扱い（合同運用指定金銭信託、匿名組合およびリミテッドパートナーシップ出資からの収益に対する税制）がなされています。

しかしながら、商品ファンドの商品性は設定形態に関係なく、株式や株式投信に類似した実績配当型金融商品であり、平成19年9月末施行の金融商品取引法下では、みなし有価証券として同法の規定に組み込まれました。

したがいまして、昨今の貯蓄から投資へという政府方針に沿った金融所得課税一元化の流れにおきまして、商品ファンドの収益分配金・償還損益につきましてもその対象とし、他の金融商品との損益通算及び損失繰越を可能としていただきたい。

2. 理由

(1) わが国における個人の金融資産の積極的活用は経済の活性化及び成長につながるものであります。このことから、資産運用の一助としての商品ファンドの収益分配金・償還損益につきましては、金融所得一元化の対象とすることが求められます。

- (2) 商品ファンドの収益分配金・償還益についての所得課税については、金融商品間における税負担のバランスをとること、個人投資家にとってわかりやすい税体系とすることが望されます。
- (3) 商品ファンドに係る所得について、他の金融商品等から生ずる所得間の損益通算の適用対象とし、損失の繰越控除を可能とすることにより、株式市場や商品先物市場及び金融市场に商品ファンドを通じて、個人投資家等からの投資資金流入を図る必要があります。
- (4) 平成20年度の税制改正大綱の検討事項において、金融所得の課税一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得間との間における損益通産の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行なう。と記されています。
- (5) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融市场・証券市場・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市场及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

3. 商品取引所法に基づく「委託者保護基金」について、非課税措置等所要の税制措置を講ずること。

(委託者保護会員制法人 日本商品委託者保護基金・日本商品先物振興協会)

日本商品委託者保護基金（以下「基金」という。）は、平成17年に「商品取引所法」に基づき設立され、同法に基づき委託者資産の保全を行うとともに、会員が拠出する資金により、商品取引員が破綻した場合に商品先物取引の委託者が被る損害の補填を行う極めて公益性の高い法人であり、これらの業務を通じ、商品先物取引の委託者の保護とその信頼性の向上に大きく貢献しております。

このような顧客資産保護のための機関は証券業、銀行業、保険業等において設立されておりますが、これらは、公益性の高い法人として、すべて認可・非課税法人となっております（法人税法別表第2の「公益法人等」）。本基金は、このように公益性の高い法人であるにもかかわらず、平成16年の法改正の立法過程において認可法人の新設に対する異論があったことから、「委託者保護会員制法人」とされ、この結果、税法上の課税法人となっております。

本基金が課税法人となっているのはこのような経緯によるものですが、他方、その後新たに認可法人として設立された実例もあることから、必要性が認められれば新たに認可・非課税法人を設立できることが明らかとなっております。

商品取引業を巡る環境が激変する今日、商品先物取引に対する委託者の信頼を維持していくためには、基金の弁済財源（委託者保護資金：現在98億円）の充実が不可欠ですが、本基金が課税法人である限り、弁済財源の充実は極めて困難であると言わざるを得ません。基金が将来にわたり委託

者保護業務を適切かつ公平に遂行していくためには、他の同種機関と同様に
非課税法人となることが是非とも必要あります。

つきましては、上記の現状と必要性を深くご理解いただき、委託者保護基
金の非課税法人化が速やかに実現されるよう、特段のご高配の程お願い申し
上げます。

以上

会員代表者 各位

20 先物振興発第 115 号
平成 20 年 12 月 15 日

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

商品先物取引等に係る税制要望の結果について（報告）

今年 9 月、日本商品委託者保護基金、(社) 日本商品投資販売業協会、(株) 日本商品清算機構及び当会連名により提出した税制改正要望について、今月 12 日、自由民主党より「平成 21 年度税制改正大綱」が発表されましたので、以下のとおりご報告申し上げます。

金融所得課税の一体化については、昨年と同様、継続検討となりました。委託者保護基金に係る非課税措置等の要望については、同基金の認可法人化を前提に実現化される結果となりました。

税制要望の実現に向けての関係各位のご尽力に対しまして心より感謝申し上げます。

1. 金融所得一元化への要望

商品先物取引（オプション取引を含む）の決済差損益及び商品ファンドの収益分配金・償還損益について、税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする金融所得一元化の対象とすること。

〔結果〕 継続検討

第一 平成 21 年度改正の基本的考え方

7 金融・証券税制

「金融市場については、金融所得課税の一体化を推し進め、簡素で分かりやすい制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備することが重要であり、引き続き取組んでいく。」

第三 平成 21 年度税制改正の具体的な内容

八 金融・証券税制

4 (3) なお、金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等と間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。

2. 商品取引所法に基づく「委託者保護基金」について、非課税措置等所要の税制措置を講ずること。

〔結果〕 実現化

第三 平成 21 年度税制改正の具体的な内容

十二 その他

(国税)

5 商品取引所法の一部改正に伴い、認可法人される委託者保護基金に係る措置を次のとおり講ずる。

(1) 委託者保護基金を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第二（公益法人等の表）及び消費税法別表第三に追加する。

(2) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金等に商品取引員が委託者保護基金に納付する負担金を加える。

(3) 委託者保護会員制法人から認可法人に移行することに伴う所要の措置を講ずる。

(地方税)

9 商品取引所法の一部改正に伴い、認可法人とされる委託者保護基金について、所要の措置を講ずる。

⇒商品取引所法の改正が前提となります。

今後、商品取引所法の改正を経て、同基金は証券の投資者保護基金と同様の公益法人の位置付けとなり、税法上の非課税法人となります。このことにより弁済財源の一層の充実が可能となり、委託者保護業務を適切かつ公平に遂行できることから、商品先物取引の信頼性向上に繋がるといえます。

3. 日本商品清算機構の決済不履行積立金について、積立時の課税繰延べ措置を講ずること。

〔結果〕 見送り。（税制大綱に具体的な記述なし）

自由民主党「平成 21 年度税制改正大綱」は、先物協会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上

平成 20 年 4 月 16 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

相関係数の更新について（純資産額規制比率関係）

純資産額規制比率の自己玉リスク値の相殺の判定に用いる相関係数が更新されましたので別紙の通り、ご案内いたします。

なお、ご参考までに更新の概要をご紹介しておきます。
また、リスク値計算シートの更新については別途ご案内いたします。

【更新の概要】

1. 穀物グループ

(1) 相殺可能な組合せ	従前：10 → 今次改正後：13
(2) 同一商品内の限月間相殺	以下の商品以外で可能となった。 小豆（東穀、関西）、関西米国産大豆 (関西米国産大豆は上場後 2 年経過していないため、同商品に関連する相関係数の測定自体を行っていないことによる。)
(3) 商品間相殺	・以下の商品が絡まない全組合せにおいて可能となった。 小豆（東穀、関西）、関西米国産大豆、コーン指数 (関西米国産大豆については上記理由による。) ・小豆は他の商品との相殺が全て不可能となった。 ・コーン指数はどうもろこし（東穀、関西）との相殺は可能となったが、その他の商品との相殺は不可能となった。

2. 石油グループ

(1) 相殺可能な組合せ	従前：7 → 今次改正後：11
(2) 同一商品内の限月間相殺	全商品が可能となった。
(3) 商品間相殺	・同一商品間（ガソリン同士等）については可能となった。 ・異商品間では東工原油と以下の 3 商品との間の相殺が可能となった。 東工灯油、中部ガソリン、中部灯油

3. 貴金属グループ

(1) 相殺可能な組合せ	従前：10（全組合せ）→ 今次改正後：4
(2) 同一商品内の限月間相殺	全商品において可能となった。
(3) 商品間相殺	商品間相殺は全て不可能となった。

4. ゴム及びアルミグループ

従前通り、同グループ内の全組合せの相殺が可能となった。

以上

新相関係数

同一商品限月間及び異商品間相関係数一覧(測定期間:2006年4月3日～2008年3月31日)

商品市場		穀物グループ						
	取引所	農産物市場				関西商品取引所		
		商品	とうもろこし	一般大豆	NonGMO	小豆	とうもろこし	米国産大豆
農産物	東証取	とうもろこし	0.9903	0.9521	0.9339	0.1636	0.9835	0.8759
		一般大豆		0.9932	0.9659	0.1035	0.9385	0.8210
		NonGMO			0.9888	0.1877	0.9182	0.7970
		小豆				0.8141	0.1357	0.0414
	関西取	とうもろこし					0.9856	0.8941
		米国産大豆						0.9615
		小豆						0.8608
		コーン指數						0.8457
								0.9907

商品市場		石油グループ					
	取引所	東京工業品取引所			中部大阪商品取引所		
		商品	ガソリン	灯油	原油	ガソリン	灯油
石油	東工取	ガソリン	0.9231	0.8734	0.8845	0.9361	0.8735
		灯油		0.9239	0.9122	0.8955	0.9339
		原油			0.9933	0.9189	0.9150
	中部大阪取	ガソリン				0.9407	0.8989
		灯油					0.9222
		軽油					0.7535

商品市場		農産物市場	
	取引所	東京穀物商品取引所	関西商品取引所
		商品	アラビカ
農産物	東証取	アラビカ	0.9710
		ロブスター	0.6951
	関西取	コーヒー指數	0.7419
			0.6665
			0.8495

商品市場		貴金属グループ			
	取引所	貴金属市場			
		商品	金	銀	白金
貴金属	東工取	金	0.9998	0.8653	0.8979
		銀		0.9976	0.8088
		白金			0.9991
		パラジウム			0.9976

商品市場		ゴムグループ	
	取引所	東京工業品取引所	中部大阪商品取引所
		商品	RSS3号
ゴム	東工取	ゴム	0.9872
		RSS3号	0.9858
	中部大阪取	TSR20	0.9853
		天然ゴム指數	0.9950

商品市場		その他					
	取引所	農産物市場		水産物市場		畜産物市場	
		商品	生糸	ブロイラー	冷凍えび	鰯卵	鉄スクラップ
農産物	東証取	生糸	0.9277				
		ブロイラー		0.9353			
	関西取	冷凍えび			0.8597		
		鰯卵				0.1186	
畜産物	中部大阪取	鉄スクラップ				0.9858	
		ニッケル					0.9873

商品市場		アルミ市場	
	取引所	東京工業品取引所	中部大阪商品取引所
		商品	アルミ
アルミ	東工取	アルミ	0.9659
		中部大阪取	アルミ

商品市場		砂糖グループ	
	取引所	東京工業品取引所	関西商品取引所
		商品	粗糖
砂糖	東証取	粗糖	0.9850
		関西取	0.4328

※1.関西商品取引所米国産大豆については上場以来2年が経過していないことから限月間相関係数の表示はしない。

※2.「その他」のグループに属する商品については同一商品限月間相関係数のみを計算対象とする。

以上

旧相関係数

同一商品限月間及び異商品間相関係数一覧表(測定期間:2005年4月1日～2007年3月30日)

商品市場		穀物グループ									
	取引所	東京穀物商品取引所				農産物市場				農産物相関係数	
		商品	とうもろこし	一般大豆	NonGMO	大豆ミール	小豆	とうもろこし	米国産大豆		
農産物	東証取	とうもろこし	0.9817	0.5951	0.6616	0.3510	0.4505	0.9511	-0.3482	0.5815	0.9749
		一般大豆		0.9269	0.9016	0.7730	0.2975	0.5793	-0.1971	0.3700	0.6512
		NonGMO			0.9161	0.7226	0.3398	0.6199	-0.1835	0.3496	0.7011
		大豆ミール				0.7588	0.1930	0.3615	-0.0512	0.2687	0.4221
		小豆					0.8187	0.4337	-0.5211	0.1950	0.4584
農産物	関西取	とうもろこし						0.9718	-0.6438	0.6855	0.9611
		米国産大豆							0.9296	-0.5454	-0.5398
		大豆ミール							0.7240	0.6172	
		小豆									0.9852
		コーン指數									

商品市場		石油グループ							
	取引所	東京工業品取引所			中部大阪商品取引所			農産物相関係数	
		商品	ガソリン	灯油	原油	ガソリン	灯油		
石油	東工取	ガソリン	0.9342	0.8481	0.9229	0.9425	0.8358	0.7666	農産物相関係数
		灯油		0.8803	0.8787	0.8631	0.8938	0.7311	
		原油			0.9939	0.9446	0.8716	0.8105	
石油	中部大阪取	ガソリン				0.9486	0.8558	0.7998	農産物相関係数
		灯油					0.8712	0.7311	
		軽油						0.9050	

商品市場		農産物市場		農産物相関係数	
取引所	東京穀物商品取引所	商品	アラビカ		
		ロブスター	コーヒー指數		
農産物	東証取	アラビカ	0.9022	0.6205	0.7539
		ロブスター		0.9729	0.9073
農産物	関西取	コーヒー指數			0.9197

商品市場		貴金属グループ				
	取引所	東京工業品取引所				
		商品	金	銀	白金	
貴金属	東工取	金	0.9998	0.9721	0.9770	0.9754
		銀		0.9994	0.9307	0.9558
		白金			0.9988	0.9507
		パラジウム				0.9991

商品市場		ゴムグループ				
取引所	東京工業品取引所	ゴム市場		天然ゴム指數	天然ゴム指數	
		商品	ゴム	RSS3号	TSR20	
ゴム	東工取	ゴム	0.9919	0.9923	0.9791	0.9896
		RSS3号		0.9911	0.9763	0.9878
		TSR20			0.9968	0.9940
ゴム	中部大阪取	天然ゴム指數				0.9977

商品市場		その他						
	取引所	農産物市場			水産物市場			農産物相関係数
		商品	野菜	生糸	ブロイラー	冷凍えび	鶏卵	
農産物	東証取	野菜	0.4154					農産物相関係数
		生糸		0.9809				
					0.6436			
水産物	関西取	ブロイラー				0.9712		農産物相関係数
		冷凍えび					0.2863	
		鶏卵						
畜産物	中部大阪取	鉄スクラップ						農産物相関係数
		ニッケル						
							0.9970	

商品市場		アルミ市場		
取引所	東京工業品取引所	アルミ市場		
		商品	アルミ	アルミ
アルミ	東工取	アルミ	0.9980	0.9976
		中部大阪取	アルミ	0.9979
商品市場		砂糖グループ		
取引所	東京工業品取引所	砂糖市場		
		商品	粗糖	粗糖
砂糖	東証取	粗糖	0.9922	0.5218
		関西取	粗糖	0.9633

※1.関西商品取引所米国産大豆、中部大阪商品取引所鉄スクラップについては上場以来2年が経過していないことから限月間相関係数の表示はしない。

※2.「その他」のグループに属する商品については同一商品限月間相関係数のみを計算対象とする。

以上

会員各位

平成 20 年 7 月 8 日

日本商品先物振興協会

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る
「リスク値計算シート」の更新のお知らせ
(金ミニ取引の限月変更に伴う措置)

本会では商品取引員に課される純資産額規制比率の自己玉リスク値を簡便に計算するためのシート（「リスク値計算シート」）を作成し、会員専用ホームページにおいて会員の皆様に提供しております。

今般、東京工業品取引所の金現金決済先物取引（金ミニ取引）の取引期限が変更となったことに伴い、同シートの内容を更新いたしましたのでご案内いたします。
(更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートをダウンロードしてお使い下さい。更新後のシートはversion12となっております。)

なお、リスク値の計算に関しては省令の規定に沿って行われていればよく、必ずしも本シートを使用する必要はないことを申し添えます。

以上

会員各位

平成 20 年 10 月 23 日

日本商品先物振興協会

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る
「リスク値計算シート」の更新のお知らせ
(白金ミニ取引の上場に伴う措置)

本会では商品取引員に課される純資産額規制比率の自己玉リスク値を簡便に計算するためのシート（「リスク値計算シート」）を作成し、会員専用ホームページにおいて会員の皆様に提供しております。

今般、東京工業品取引所が白金現金決済先物取引（白金ミニ取引）を上場したことにより伴い、同シートの内容を更新いたしましたのでご案内いたします。
(更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートをダウンロードしてお使い下さい。更新後のシートはversion13となっております。)

なお、リスク値の計算に関しては省令の規定に沿って行われていればよく、必ずしも本シートを使用する必要はないことを申し添えます。

以上

〔 資料 6 —(10)—② 〕

〔 資料 6 —(10)—③ 〕

【重要】

平成 21 年 2 月 6 日

会員各位

日本商品先物振興協会

「先物取引等に関する支払調書」に関する制度改正のご案内

平成 20 年度の税制改正において、先物取引等の差金等決済に係る告知制度及び支払調書制度について、店頭デリバティブ取引の差金等決済を対象にするとともに、これまで租税特別措置法に定めていた支払調書制度の規定を他の一般の支払調書制度と同様に所得税法に定めることなどが整備されました。

今般の制度改正により、商品取引員に義務付けられていた「先物取引等に関する支払調書」について、下記の通り、改正が行われましたのでご案内いたします。

記

1. 改正のポイントー提出期限、記載方法

平成 20 年まで (これまで)	<p>【提出期限】 差金等決済があった場合、その日が属する月の翌月末まで。(租税特別措置法第 41 条の 14 第 4 項)</p> <p>【記載方法】 差金等決済ごとに所定の項目(銘柄名、限月、決済損益の額等)を記載する。</p>
平成 21 年以降 (これから)	<p>【提出期限】 ・差金等決済の確定した日の属する年の翌年 1 月 31 日まで。(所得税法第 225 条第 1 項第 13 号) ・ただし、1 回の差金等決済ごとに調書を作成する場合には、その差金等決済があつた日の属する月の翌月末日(租税特別措置法 41 条の 15 の 2)</p>

[記載方法]
・年間の取引内容をまとめて提出する際には、特定の項目ごと(例えば、銘柄別等)に集約して記載する。その場合、「決済の年月日」、「限月」については空白のままでよい。
・ただし、1 回の差金等決済ごとに調書を作成する場合は、従来通り、所定の項目を全て記載する。
[適用対象] 平成 21 年 1 月 1 日以降に行われる先物取引等に係る差金等決済(改正法附則第 6 条第 1 項)

2. 会員の皆様から頂いたご質問とそれに対するご回答

【質問】年の中まで、毎翌月末に提出し、それ以後の年内の取引については翌年の 1 月末までに提出する方法に切替えることは可能か。

回答 可能です。ただし、既提出分の情報と重複するがないように留意して下さい。例えば、1 月から 3 月までは毎翌月末に提出をしたが、4 月以降の分については翌年の 1 月末に提出する場合、当該支払調書には 1 ~ 3 月の分は記載しないよう留意してください。(国税庁課税総括課資料係に確認済み。)

以上

本件に関する照会は
先物協会 谷口まで
03-3664-5731

(その後、会員の皆様から頂いた質問とそれに対するご回答)

【質問 2】同一顧客が金融商品先物取引(例:証券先物取引、取引所金融先物取引)と商品先物取引の双方を行った場合、前者については年一度の提出とし、後者については毎翌月末の提出とすることは可能か。

回答 可能です。その場合、提出内容に重複がないように留意してください。(国税庁課税総括課資料係に確認済み。)

【質問 3】磁気テープ、MO 等による提出は可能か。

回答 従来と同様、可能です。

以上

新着情報詳細:日本商品先物振興協会

The screenshot shows the homepage of the Japan Commodity Futures Industry Association (JCFIA). The header features the JCFIA logo and the text "日本商品先物振興協会". Below the header is a search bar with the placeholder "サイト内検索" and a "GO" button. A red banner at the top says "新着情報". On the right side of the header is a link "TOPページへ >>>".

■ 新着情報詳細

▶ 海外商品先物取引に関する関係諸機関からの注意喚起のページを更新いたしました。

国民生活センター、農林水産省、経済産業省から注意喚起がなされていますので、ご紹介いたします。

[詳細情報へ](#)

海外商品先物取引に関する関係諸機関からのお知らせ

The screenshot shows the homepage of the JCFIA. The header includes the JCFIA logo and the text "日本商品先物振興協会". Below the header is a search bar with the placeholder "サイト内検索" and a "GO" button. A red banner at the top says "取引をなさる方へ". On the right side of the header is a link "TOPページへ >>>".

■ 海外商品先物取引に関する関係諸機関からのお知らせ

海外商品先物取引についての関係諸機関からのお知らせをご案内いたします。

(各機関のホームページへのリンクとなっております。)

- 国民生活センター [海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の被害に注意！](#)
 - 農林水産省 [海外商品先物取引に関する規制について](#)
 - 経済産業省 [悪質な海外商品先物取引にご注意を！](#)
- [海外商品先物取引等に関する自主規制機関と称する団体にご注意下さい](#)
- [悪質な「ロコ・ロンドン取引」と称する金の取引及び海外商品先物オプション取引等の仲介サービスにご注意を！](#)